争時

時

時

70



道路は一つ―道路行政にひとこと― 巻頭言■道路整備に思う 日本開発銀行調査部長 社団法人交通工学研究会理事 松野 武部

健

3

□エッセイ□ふるさと 道路局国道第二課長 吉岡 和徳

/情報基盤

マルチメディア社会の道路の役割 通信機械工業会常務理事 増澤

次世代道路交通システム(ARTS)について 道路局企画課道路環境対策室沿道環境専門官 松井 直人

次世代道路交通システムを支える道路交通情報システム(VICS)

道路局道路交通管理課道路交通情報係長

渡辺

学

19

22

ノンストップ自動料金徴収システムについて 道路局有料道路課課長補佐 加藤恒太郎

高速道路の情報システム 日本道路公団保全交通部交通対策課 24

マルチメディア時代に向けての展望 日本電信電話株式会社マルチメディア推進室

行政情報の総合利用の推進 総務庁行政管理局行政情報システム企画課調整係長 川上美智男

都道府県道の路線認定基準の改正について 道路局路政課総務係

●道路占用Q&A (第6回) 交通需要マネジメント(TDM)シンポジウム 道路法第3条、 第35条、 第36条、 第37条関係

44

シリーズ/あの道 この道 道路局企画課道路経済調査室 54

奈良の道歴史紀行・過去から未来へ

ワインロード 市道鷹ノ巣線

奈良県土木部道路維持課長

味波

亨

57

広島県土木部道路維持課市町村道係 65

がって意見にわたる部分は個人の見解です。 本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任にお

15

特

集

通信機械工業会常務理事 増澤 孝吉

はじめに

景気停滞が続くなかで、昨年三月、通信機械工業会は「光の国」の実現を提言した。そこでは、二一世紀の高度情報化社会を展望し、光ファイバー・ネットワーク整備の必要性を訴えるとともが、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の力で行うべきであり、国のに、その整備は民間の大が国の年齢、就労構造等をも展望しつ、光辺では、

ポイントを指摘、提言した。ることは難しい」との信念にたって、社会転換のることはすることなくして、快適な新時代を迎え

九月に入って、米国政府から全米情報通信インフラ(NII)構想が発表された。
て、NTTをはじめいろいろな立場の人達が、それぞれ新たな構想を打ち出すなど、マルチメディアをめぐって、NTTをはじめいろいろな立場の人達が、それぞれ新たな構想を打ち出すなど、マルチメディアをめぐって、ア時代の到来を思わせるほどマスコミを賑わすまでに至った。

要性と、取り組むべき課題について世間に提起した。五月にとりまとめ、国家総合情報化戦略樹立の必チメディア社会の実現のために」と題する提言をこのような背景の中で通信機械工業会は「マル

「情報・通信・ソフトウエアがより活用され

高度化、 らびにソフトウエアがお互いの垣根を意識しな 社会という言葉で総称し、情報・通信・放送な との仮説の上に立って、これをマルチメディア の社会の在り方として、「情報通信の利用がより ろいろな切り口があるが、本稿では、これから メディア社会実現の動きとが自然と同期し、一 根本から考え直していこうとする動きとマル の脱却のために、在来型の思考を改め、 つのインパクトとなっているのではなかろうか。 るように思う。それは、 社会の捉え方は人それぞれ、 チメディアに対していろいろな夢を託してい 今日、多くの人々がそれぞれの立場から、 機能発揮の最大化をはかっていくことに 普遍化した社会でなければならない」 行き詰まった現状から 立場によってい 行動の チ マ

にもスポットを当て、敢えて私見を述べてみたい。とって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、よって、現代社会の限界と矛盾の克服がなされ、

| 現代社会の限界と矛盾

る。当のわれわれは戸惑う。 は金持ちの国、日本人は皆リッチという見方とな常収支の不均衡)が上げられる。この結果、日本その象徴的な実証として、貿易インバランス(経るが国の産業の国際競争力は高いとみられている。

考えてみると、個々の生産性は上がり、いいも考えてみると、個々の生産性は上がり、いいもでか、このような状態が将来とも持続するのだろの経常収支の姿となっていることは事実であろう。の経常収支の姿となっていることは事実であろうが、と不安に陥る。

題が大きく取り上げられている。人々の行動慣習例えば、今日、環境問題等に端を発し、ゴミの問に、なぜ、競争力があり、輸出が多いのだろう。日本はエクスペンシィブな国といわれているの

個々の生産性についてみると、企業の中だけはまうにしよう」というように着実に変わってきた。言を区分けするようになった。徐々にではあるが、ミを区分けするようになった。徐々にではあるが、も、ゴミへの理解が進み、燃えるゴミ、燃えないゴ

結果は税の負担となってわが身に降りかかる。一人一人のモラルだけといっても過言ではない。吸殻やゴミは捨て放題という状況となる。頼りは、が薄くなり、道路沿いにみられるとおり、煙草のすと、そこでは、コストやサービスといった認識

立されている。だが、一歩企業の外に足を踏みだコストダウンをはかっていくためのシステムが確

ての問題提起である。即ち、リエンジニアリングルーはできない状況に至っているという認識に立っのではないか、という提起である。企業に応じためではないか、という提起である。企業に応じたけではないが、という提起である。企業に応じたサービスの質について、社会システム全体として

雪、台風という心配もない。車も道路も殆ど汚れをさしおいても、雨はあまり降らないし、雪や吹かからない街だとつくづく思う。物価という問題サンフランシスコの街をみていると、コストの

的発想の必然性である。

は殆ど見当たらない。は殆ど見当たらない。ありまったない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。もとより、落ち葉もさほどでない。ゴミ処ない。

おが国はどうだろうか。道路幅自体が狭い上に、 電柱は林立、電線は蜘蛛の巣のように上空を覆っている。道路は歩道と車道の両者の妥協の結果、 を半端なものとならざるを得ない状況になっている。さらに、道路下には、幹線を結ぶ大束の通信 を一ブルのみならず、ガス、上下水道の管が所狭 しとひしめきあう。時には、地下鉄が二重、三重 に走っている。このため、道路そのものの補修工 事のほかに、これらの工事も頻繁に行われ、道路 の機能を一層低下させる。

するには、社会トータルとしてのコストならびに

問題にしたいのはこの点であり、これらを解決

なかでの人々の往来である。そのうえ、路上駐車は、通信手段を駆使すれば可能な実現手段があるが郵便のヤマとなって毎日運ばれていく。さらに過剰包装であり、電話やファクシミリで済むもの物には、無駄なものが多く含まれている。例えば、

起こさせている。 的せき止めの頻繁化を招き、 的な結果が、道路の慢性的渋滞、 歩行者専用の信号が人通りのほとんどない夜間帯 の車が道幅を狭め、 公害のまき散らし、 ŧ 昼間帯と全く同様に機能する。これらの総合 あるいは人々に心の苛立ちを 流 れを一層悪くする。 エネルギーの浪費 車の流れの強制 また、

がなされているとは言い難い。 良く住むための社会全体のシステムとしての工夫 換言すると、限られた国土に多くの人が、気持ち したソフトの機能が生かされた交通システムになっ の交通システムの下にあり、ソフト化時代を反映 たものとはなっていない。すなわち、 の英知を結集したシステムとしてまとめあげられ ていないのではないかという疑問の提起である。 もかかわらず、これらの点についての対策は人間 いうことでこれだけ騒がれている世の中であるに 省資源、省エネあるいは地球温暖化への対処と ハード申心

車を超える交通手段が現れないとするなら、 トを含めた総合戦略的思考になかなかならない。 即ち、道路行政をハード面から見るだけで、ソフ 体としてのシステムの機能の最大化がはかられた 協した結果の社会システムとなっており、 人々はそれを道路行政に問題ありとして片づける。 ものとなっているとは言い難い。にもかかわらず、 それぞれの立場の人々が、それぞれ主張し、妥 道路全 社会

は当然として、

映像情報が常識となる通信新時代

来ない。 ないことには、 社会システム面を含め根底から総合的に考え直さ めに、もう一度、ハード面のみならず、ソフト面 全体のコストを引き下げ、 車社会として明るい未来は永遠に サービスを良くするた

利用の問題もインフラの要の一つではないか、 信とこれを駆使するデータベースやアプリケーショ いうことで、更に考えてみたい。 ン分野にあると思っていたが、 は光ファイバーや電波を通じての高速・大容量通 マルチメディア社会というか、 道路ならびにその 社会変革のキー Ł

Ξ 電柱と電線のない新しい街作り

回線は、 ていく社会になるであろうということである。 見方である。 このハイウェーには大量の情報が高速で往来する 備が必要な時代になっていくという主張である。 ウェー整備も重要であるが、情報ハイウェーの整 やテレビ等でも大きくとり上げられている。 ワークは世界を繋ぐネットワークとしてでき上が 通じてのものになるであろうというのが、大方の まさしくハイウェーそのもので、その主体となる ネ 情報スーパーハイウェーという言葉が新聞紙 ットワーク内を行き来する情報は、音声情報 全国的に張り巡らされた光ファイバーを しかもこの高速、 大容量情報ネット ハイ っ 上

> を好きなときに観ることができるインタラクティ テレビの好きな日本人にとって、好みの映像情報 に文字、データ情報の普及が先行するであろうが、 かゞ れない、 ブなテレビ時代が意外と早くやって来るのかも 来るという認識となりつつある。 という期待もある いや、 その前

代ということもできる)であり、生活者の利便の 政活動の質の向上とコストの低下がはかられる時 さらに絞り込み、ある一面のみを強調すると、行 できる 向上が図られる時代であるとの発想に立つことも はホワイトカラーの生産性が高まる時代(これを また、 マルチメディア社会というか、二一世

うか、 換といった技術革新が進みつつある。 電 のハードウエアとしては、電力の二〇〇ボ あるという点である。この結果、 は携帯端末といったものを含めたものになりつつ ミリ、 が変わろうとしている。 ス、上下水道並びに電話である。いま、この電話 ついて回るのがユーティリティーである電気、 ステムの在り方に絞って、さらに考えていきたい。 ここでは、とりわけ、社会システムの再構築とい 人と道路は密接不可分の関係にあり、この人に 話のデジタル化と銅線から光ファイバーへの転 リエンジニアリング的発想に立った交通シ 映像端末、各種遠隔監視・制御端末あるい コンピュータ、ファクシ 電力、 ところが、 通信関係 ルト化、

共同で建設、所有する共同溝のようなケースは稀フラを整備することが多く、電力会社とNTTがCATV事業者と通信事業者がそれぞれ別にインこれらネットワークは、特に放送、通信分野では

ということになる。

郵政省等が提起する光ファイバーネットワークの整備構想では、地中化の促進を併せて進めているないと述べているが、建設省も新時代におけるきたいと述べているが、建設省も新時代における道路整備構想では、地中化の促進を併せて進めていた収容箱ともいえる道(ハイウェー)を作り、ここに電力、通信ならびにCATV等の事業者がケーブルを張る(引き込む)ことにより、誰もが電力の供給と光ケーブルネットワークの整備を容易との供給と光ケーブルネットワークの整備を容易とつは給と光ケーブルネットワークの整備を容易との供給と光ケーブルネットワークの整備を容易とするような仕組みを作るという発想で具体的に構するような仕組みを作るという発想で具体的に構するような仕組みを作るという発想で具体的に構するような仕組みを作るという発想で具体的に構まれている。

響をもたらすこととなろう。 大幅に引下げられ、結果は、通信料金にもいい影きるようになることから、事業者の建設コストはば、このキャブにケーブルを収容させることがでが生じるのだろうか。誰もが一定の対価さえ払え

クスが地中に整備され、電柱や電線が空間を占拠また、光の国というのは、実は、ケーブル・ボッ

がある。 電柱や電線が地上から消えることによる道路周 の直接的な経済効果のみならず、街の活性化を がある。

実現されていくものではない。 はだかっているが、これを避けて高度に情報化さ解決しなければならない多くの課題が大きく立ち解決しなければならない多くの課題が大きく立ち解決しなければならない。

誰が負担するのかという問題がある。

もう一つは、

地下化に必要な膨大な費用を一

体

マルチメディア社会の道路の役割

四

されていない。ビルの一角を借りての設置はもっる)に収容するにあたって、特に電力ケーブルにる)に収容するにあたって、特に電力ケーブルには、道路上に置かれることとなる。米国等は、ビルの地階に続く歩道下の広い場所にこれが置かれているし、個人の家の一角に収容するという慣習があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのような考え方は導入があるという。日本にはこのようなボックス(電話局に

部分は、店にとってもっとも大切な場所である。部分は、店にとってもっとも大切な場所である。の小型化、ビル内設置の制度化等の対策が必要との小型化、ビル内設置の制度化等の対策が必要とされよう。

学仁し

報ハイウェーの整備、 フトを含めた新しいシステムの確立があって、 ケーブルの地中化の柔軟な方針の策定、 求められる。直埋を認めるなど経済性を優先させ、 地中化の促進には、場所に応じた埋設許可条件が れていくための仕掛けづくりが問われよう。また、 ためにも徹底した競争の導入と技術革新が進めら 可欠なことは、経済的な設計、工法であり、 られている模様であるが、この検討にあたって不 発想のキャブ方式の計画的導入構想の検討が始め り、やがて電線は地下へと収容替えが進んでいこう。 意欲を燃やされているという。皆の知恵出しによ 電柱を無くしていく手法の一つとして、新しい だが、これら難題に建設省は既に取 美しい街づくりが進んでい り組 即ち、 もうと

このように考えていくと、マルチメディア社会

くことにもなろう。

てのほかという意見になりやすい。まして、

階

立する。 立する。 立する。 立する。 立する。 立する。 立する。 立たケーブル収容道という認識に立つたの基盤を支えるインフラが実は道路沿いのキャーでの基盤を支えるインフラが実は道路沿いのキャーでを中心としたケーブル収容道という認識に立った。 たが、の基盤整備の主役は光ファイバーをにおいて不可欠といわれている高速、大容量通信

やることとなろう。
りめぐらされるケーブルまでも全て地下へと押しけでなく、道路の取り付けから人々の敷地内に張路上の空間を覆うような情景は見られなくなるだ路上の空間を覆うような情景は見られなくなるだい

フラの一つということになる。 道ともいえるキャブがまさしくインフラ中のインこのようにみてくると、光ケーブルの通る地下

なろう。 テムの導入はもとより、 とアプリケーションの開発であ することになる。 システムの導入のための通信回線の確保を可能と 行方向の渋滞、 リケーション即ち、 整備は、 こういったアプリケーションの開発も進むことと また、 いわゆる道路回りのデータベ 道路情報用として自らが必要とするアプ 道路沿いのこのケーブル専用の地下道の 工事、 従って、 後述するドライバー等への進 駐車場等の情報の告知シス 交通安全のための新たな 地中化の推進に備え、 1 スの整備

テムにあるという人もいる。の薄い社会と考えられている人が多いと思われるの薄り組みが求められるということではないたろうか。現に、マルチメディアのアプリケーションの旗手がテレビ会議、電子新聞ならびにカーナンの旗手がテレビ会議、電子新聞ならびにカーナンの旗手がテレビ会議、電子新聞ならびにカーオ

世界的規模で競争が繰り広げられている自動車世界的規模で競争が繰り広げられている自動車におよばず、普及も予測を上回ることにもなりかいくとするなら、この分野の開発のテンポはいうにおよばず、普及も予測を上回ることにもなりかねない。このように、車社会にも情報化の波が押ねない。このように、車社会にも情報化の波が押し寄せてきており、この点については後述するとして、ここでは、道路を往来するものの動きに着して、ここでは、道路を往来するものの動きに着目し、引き続き考えてみたい。

のがある。
のがある。
のがある。
病気というと、病院に駆け込む。会議というと
病気というと、病院に駆け込む。会議というと

別の角度からみると、環境改善のために情報通信で様々な変化をもたらすものと確信する。また、マルチメディア社会の早期実現は、こういった点それを無くすことができればとつくづく思う。

ルチメディア社会は道路関係者にとって関係

て止まない。 なく流れる車社会がくるよう研究が進むことを願っ 狭い国土に多くの車がひしめきあっても、なんと ある。この二つの面からのアプローチによって、 用 報を整備し、 間の節約のための通信の利用であり、道路関係情 それは、 す役割は大きいとの評価を受けることにもなろう。 かつマルチメディアの恩恵を存分に受けるのが案 0 シュー マ (ユーセージ) の開拓 (アプリケーション) で 道路なのかも知れないという期待がかかる。 ルチメディア社会において、世の中に役立ち、 セージの開拓にあたって、 行き来の燃費や通行料等の直接経費と時 万人にあまねく伝えるための情報利 道路行政が果た

通渋滞、今よりは改善されていくことになろう。「アプリケーションの開発」が進めば、部分的な交道路にも理論があろう。「道路の抜本的見直し」と特に、通信にはトラヒック理論があるように、

五 道路と社会的コスト

う一度考え直してみたい。社会的コストという点から道路というものをも

着々と進められている。冒頭にも述べた米国のNディアの機能を生かしたシステム開発が米国では下げることができるとの見方にたって、マルチメータルのコストを引きるとのようにより、社会トータルのコストを引き

して、まず、国会審議の状況等の情報開示の具体 革をコンピュータと通信を使って進めていこうと の一部の方々が、 もこのような動きが既に出始めている。 の必要性と効果を具体的に示している。 て教育、 図られるとして、アプリケーションの具体例とし より、行政のコストの引下げとサービスの向 II構想によると、 福祉、 医療分野等をとりあげ、その推進 隗より始めよで、行政の機能変 政府が情報通信を使うことに わが国に 国会議員 上が

的構想を打ち出し始めた

情報が今までどおり印刷物で届けられる(プットコンを用いて、各自がネットワークにアクセスし、知りたい情報を育がネットワークにアクセスし、知りたい情報を育り出す(プルする)システムの具現化である。本書、電子出勤、電子会議、電子出頭、電子問い合わせ、在宅勤務、在宅検診、さらには在宅診療、合わせ、在宅勤務、在宅検診、さらには在宅診療、合わせ、在宅勤務、在宅検診、さらにはなる。のではなく、パソコンを用いて、各のに様々な通信の使い方を提供してくれることとうに様々な通信の使い方を提供してくれることとうに様々な通信の使い方を提供してくれることとうに様々な通信の使い方を提供してくれることとうに様々な通信の使い方を提供してくれることと

上きり言さなが悪か、これがある。 通行内容の変化を来すこととなる。 ととなろう。ムダな通行が、交流が少なくなり、 とれのための人や物の往来は一部緩和されるこ

はどのような影響を受けることになるのだろうか。社会の電子化が進むことに対応して、道路行政

重ねてきている先駆者であるからである。 「道の駅」という呼称で今さまざまな活動が始まろうとしているという。この言葉から先ず発想するのは情報拠点である。情報はネットワーク化して初めて強力な機能を発揮する。情報をネットワークを通じて収集する。情報はネットワーク化が先ず大事にされる。「道の駅」はいわゆる地域情報データベースの集積地となっていくのだろうか。そのために、ノウハウの蓄積があるローカルキャプテンが生かされて然るべきではないだろうか。そのために、ノウハウの蓄積があるローカルキャプテンが生かされて然るべきではないだろうか。 まるうとしているという。この言葉から先ず発想まるのは情報拠点である。 はいわゆる地域情報が先づかるからである。

発信される電波によって、ドライバーは行先き道動きにある。道路わきに設置されたビーコンからがその代表的な例で、今急速に普及しようとするがその代表的な例で、今急速に普及しようとするいまた、道路上を移動する車を対象にどんな新しまた、道路上を移動する車を対象にどんな新し

熾烈な開発競争が行われている。
て目的地への最適ルートの設定等ができるとして、を組み合わせたアプリケーション・システムによっを組み合わせたアプリケーション・システムによっ路の渋滞、事故、規制等の交通情報をキャッチす

案等も考えられよう。に踏むことなく辿り着くような交通システムの提に踏むことなく辿り着くような交通システムの提を車に課し、経済速度で目的地にブレーキを頻繁をもにはその時々の状況に応じて、速度の制限

また、これらとあわせ、

情報へのアクセスがど

ばならない課題はあるが、 れる。 跡システム等も考えられよう。 の所在位置を知らせる有料情報サービスも考えら か否かといったソフト面の対応も求められてくる。 いる速度制限を変動性にするという試みができる ドの備えばかりでなく、例えば、固定式となって できるか否かがここでも決め手となる。即ち、ハー おいて、道路の側が対応可能となっていくことが マルチメディアの最前線を走っているこの分野に 実用化ならびに普及のテンポは早いといってよい。 は国際的な激しい競争下に晒されているだけに、 ジの広がりと普及には夢がある。 このほかに道路沿いにセンサー等を設置し、 カーナビゲーション関係のシステムのユー プライバシーとの兼ね合いで克服しなけれ 盗難車、 特に、この分野 失踪者等の追 セー

ムを考えることもできる。それは、PHS(パー車ばかりではない。人を対象に追跡するシステ

例えば徘徊老人の所在の把握である。 電波の届く範囲が二㎞程度であることを利用し、 スを使ってのケースである。このシステムの場合、 ソナルハンディー ホン=簡易型携帯通信) サービ

は重い。 生時に、全ての人々に迅速かつ簡潔に周知するシ 在り方一つとっても奥深い内容といえる。異常発 供等のための表示という点からも、 防災一〇ヵ年計画事業の一環として取り組まれて ステムを確立するうえで、 れなくてはならない。さらに、文字の読めない子 情報の周知対策があるが、これらのことも考慮さ からない人々をも考慮に入れた異常発生時の避難 いるもののなかに、国際化を反映し、日本語の分 時の措置表みたいなものも変わってこよう。 くてはならない。そのためのデータベースや災害 した場合の道路情報は最も神経を使ったものでな また、地震、火事あるいは水害等の災害が発生 道路の果たすべき役割 情報の表示の 国の

奥深い内容を秘めていることとなる。 このように道路情報は突っ込んで考えてみると

のためにも、 もった往来が少なくなることを意味している。 おさず、道路上を行き交っている在来型の用件を 期待できる社会といえる。 アクセスにより処理できる内容の無限の拡がりが マルチメディア社会とは、 当の道路自体が、この時代の流れを このことは、 通信回路を通じての とりもな そ

> てである。 をもって開発・導入が進められていくなら、車社 会も一層快適なものとなっていくのではなかろう らびにアプリケーションについて、関係者の英知 か。しかも競争という自由経済の基盤の上に立っ しっかりと捉え、 道路周りに情報データベースな

六 おわりに

れている期待のPHSサービスがある。 いることを見逃してはならない。携帯・自動車電 つ、 ファイバーや銅線を通じてばかりでなく、もう一 性と期待について述べてきた。だが、通信には光 しっかりと整備されていくものであることの必要 固で且つ隅々まで張りめぐらされた基盤のなかで、 バーネットワークの整備は道路インフラという強 る。また、これから大きく伸びるであろうと言わ これまで情報通信インフラ、とりわけ光ファイ ポケットベル、衛星通信の他にMCA等もあ 無線という巨大な分野が開けていこうとして

話

ならびにアンテナと基地局を結ぶ通信回線の基盤 められることとなる。 いずれもアンテナ次第で交信可能範囲の大小が決 に有利なサービスといえる。これらのシステムは ビスであるが、PHSサービスになると、 いうと高速で移動する車等での利用に有利なサー 特に、携帯・自動車電話サービスはどちらかと 道路はこのようなアンテナ 歩行者

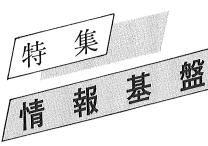
> 設置という点から道路の役割は大きい。 話ボックスのみならず、多くの場所がアンテナの 者を対象とした通信システムにあっては、 実である。 を可能とするアンテナの設置である。また、 ングエリアや避難場所でのPHSサービスの利用 きにくい場所での電波の発信等があるし、パーキ あっては、 システムが主流をなし、 を提供するという点で重要な役割を担うことは事 トンネル内等他の基地局から電波の届 即ち、 車を対象とした通信システムに 一般道路周りや、 P H S 公衆電 、歩行

あろうか。変化の一端というか、変化への期待に トとなれば思いこれまで述べてきた。 ついて、これから関心をもって戴くうえでのヒン 紀のハイウェーは一体どんな姿になっていくので マ ルチメディア社会が到来するであろう二一世

しい。 報が整備され、車の流れは今よりよくなって欲し なくなるよう道路の改造にも手を入れていってほ いと願わざるをえない。そのためにも、 少なくとも道路交通の総合戦略の下で、 事故も少 道路情

てほしい。 した空の見える、 の上空には電柱や電線はなく、 歩道もしっかりと整備され、 ゆとりを感じさせる道路であっ いつもスッキリと 車道も同様に、 そ

夢がかなえられるような気がしてならない。 二一世紀は道路関係者の知恵と努力で私どもの



次世代道路交通システム

(<広上の: Advanced Road Transportation Systems)いん

建設省道路局企画課道路環境対策室沿道環境専門官 松井 直人

はじめに

今日、自動車は社会経済活動や日常生活におい今日、自動車な社会を済活動や日常生活においたまなったが求められており、これらに総合的に取りの対応が求められており、これらに総合的に取りの対応が求められており、これらに総合的に取りの対応が求められており、これらの先進技術を用いた道路と自動車の一り、これらの先進技術を用いた道路と自動車の一り、これらの先進技術を用いた道路と自動車の一体となったシステムとして現在研究が進めらな世代道路交通システムとして現在研究が進めらな世代道路交通システムとして現在研究が進めらな世代道路交通システムとして現在研究が進めらな世代道路交通システムとして現在研究が進めらな世代道路交通システムとして現在研究が進めらないでは、自動車は社会経済活動や日常生活においた。

的な共通の課題であり、世界各国においても次世代の新たな道路交通システムについての研究開発が進められている。道路と自動車とは互いに密接な関係にあり一体のシステムとして機能されることにより道路交通を取りまく様々な課題を解決することが可能と考えられている。 ここでは、これからの道路整備において重要なることが可能と考えられている。 それからの道路整備において重要なることが可能と考えられている。 それないるの道路を開発であり、世界各国においても次世のなり、世界各国においての研究開発を推進する「次世代道路交通システムAdvanncedを推進する「次世代道路交通システムAdvanncedを推進する「次世代道路交通システムについて紹介する。

の概要 次世代道路交通システム(ARTS)

ARTSは、道路交通に求められる様々なニー

また、道路交通に関するこれらの課題は、

世界

よりよい道路交通を実現するためのものとして提るための人と車と道路の一体的システムを構成し、上、環境の改善などとしてとらえ、これを実現すズを安全性の向上、輸送効率の向上、快適性の向ズを安全性の向上、輸送効率の向上、快適性の向

A R T S の 目 的

案されている

実現させることを目的とする。率的に移動でき、かつ環境と調和した道路利用を者や身障者も含めた全ての人々が安全・快適・効車運転に係わる労力を軽減することにより、高齢車運転に係わる労力を軽減することにより、自動

①道路利用者の負担軽減

対する運転補助あるいは自動運転の実現による、高齢者・身障者・長距離業務ドライバー等に

歩行・自転車利用に適した経路案内や身障者 負担の少な 高齢者の移動の支援 簡単で楽し い運 転の実現。 また、

②安全性の向上

咔 た過 |積載や危険物等の管理による重大事故の !車の動き等の走行環境情報 さらには制御等による交通事故の減 の提供 いや危 少。 険警 防 ŧ

> Ļ, 況

③ 交 通 の円滑性の 確保

提供による渋滞の軽減 勭 車旅行の最適時間帯 や経路に 関 する情

④道路利用の効率性の向上

⑤環境の改善 選択も含めた物流活動の最適化。 イや新物流システム等の高密度運行の実現支援 道路交通情報等の提供による公共交通や立 コ ーンボ 地

よる環境への寄与。 交通の円滑性 向上や 道 路 利 何用の 効 率性 向 上に

AHSS

(追突・側面衝突・出会い頭・正面衝突)

Α RTSの具体化

ため Advanced のため ARTSを構成する要素としては、 の 快適性向上のための 「道路安全システム 輸 Safety System) J Transport Efficiency 送 |効率 化 シ ス (AHのの:Advanced 「高付加価値情報シ テ と輸送効率の向 4 System) J' $\widehat{\mathsf{A}}$ 安全性の向 Т Ē S 3 ス 0

> ム 等がある。

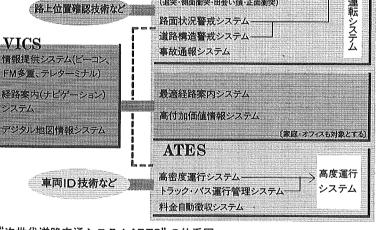
(1)道路安全システム

ステム、 の っ 道路安全システムは、 機能は た個別システム 道路状況警戒システ 衝突危険警告 次のような三段階のステップで考え がある。 (防止) Ĺ 路外逸脱警告 これらの個別システ 事 故 シ 強報シ ステム、 (防止) ハステ シ

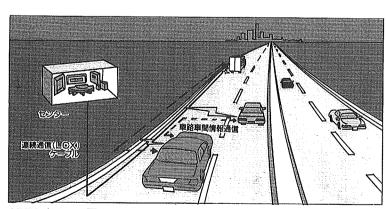
(AHSS)

路面状 ムと

路外逸脱醫告システム一路外逸脱防止システム 自動運転システム 衝突危険警告システム一衝突防止システム 高度運行 システム



"次世代道路交通システムARTS" の体系図



ARTSイメージ図

れて

ステップ ワ Ì

ニング 自

第二ステップ

ワ

Ì

-ニング

/ +自動

制

御

動操:

ニング

第三ステッ プ . . フ Jν オー 動車 0 間 でリ

通信が必要となるが この実現には道路と自 第 ステップのワー アアル タ 1 4

 σ

ある。 ないカーブの存在を伝えたり、 グのレベルにおいても、 ることで、 有効な運転補助機能を発揮するもので ドライバーに対して見え 路面凍結を知らせ

(2) 輸送効率化システム(ATES)

率化が促進されると考えられる。 自動支払いにより、道路の効率的利用や輸送の効 メッセージ通信などが可能になる。また、料金の 車両位置の把握や最適経路の指示、さらには個別 両にID番号を付したりすることにより、 システムなどのシステムがある。道路上を走る車 トラック・バス運行管理システム、自動料金徴収 輸送効率化システムには、高密度運行システム、 個別の

通の自動化、 小さくしかつ安全性も確保された「高密度運行シ 道路を介した車両相互の結合により、 ステム」の実現が可能となり、さらには、 このシステムにおいては機能が高度化すれば、 無人化を目指す新物流システムの構 車両感覚を 物流交

(3) 高付加価値情報システム等

築も可能となる。

経路をはじめ、 を用いて、 動車に乗る前にも把握できるシステムである。最 適経路案内システムでは、 自動車の中だけでなく、家庭や事業所といった自 ドライバーが必要とするありとあらゆる情報を、 目的地までの最短時間経路や最短距離 旅行時には季節によって景色のよ 経路上のあらゆる情報

> 探しで無駄な時間を費やすこともなくなると考え このシステムの一環として考えられ、 供できるようになる。また、駐車場情報の充実も られる。 い経路を選択できるなど付加価値の高い情報を提 空き駐車場

(4) VICSの進展

月に民間企業によるVICS推進協議会がスター としてその実現を図ることとなり、平成三年一〇 トした。 (Vehicle Information Communication System) 高度化のため、道路交通情報通信システム 察庁、郵政省が協力して、道路交通情報システムの 八年の春に予定されている。VICSは建設省、警 つながる第一段階としてVICSの実用化が平成 るところであるが、これらのシステムの実用化に 要素システムとして鋭意研究開発が進められてい (1)から③のシステムは今後のARTSを支える

ドライバーの運転に役立てるシステムである。 n RTSのシステムにつながっていくものと考えら 制 関する情報 に伝送し文字、画像、音声で知らせることにより、 しいメディアから、デジタル化された道路交通に る。 VICSは、 このシステムがより高度化することによってA 駐車場状況)等を車載のナビゲーション装置 (道路網、 ビーコン、 道路構造、 FM多重、 渋滞、 といった新 工事、規

海外における取り組み

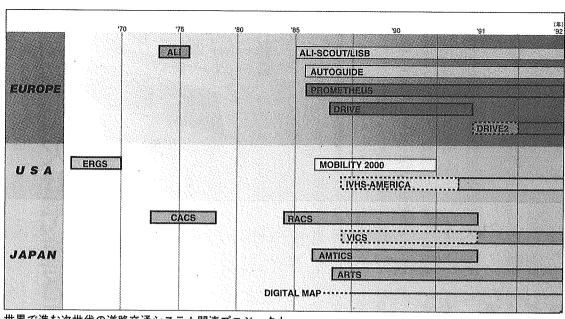
研究開発が進められている。 欧を中心に世界各国で国家的プロジェクトとして いまや、 次世代の道路交通システムの開発については、 世界的な関心をあつめており、 日・米・

(1) アメリカの状況

関システム」の五分野で研究が進められている。 御 路交通情報システム」、「高度道路交通管理システ le Highway Systems) が盛り込まれ、「高度道 ム」、「商用車両運行管理システム」、「自動車両制 で成立し、この中にIVHS計画(Intelligent Vehic-○年設立以来本格的に研究が開始されている。一九九 年一二月に「総合陸上輸送効率化法」が大統領署名 IVHS Americaが官民学のメンバーにより一九九 **(2)** (自動運転)システム」、「高度複合公共輸送機

ヨーロッパの状況

利便性、 をスタートさせた。この計画では、 Highest Efficiency and Unprecedented Safety) ロの: Programme for a European Traffic with 心とした研究が進められている。 目標としており、特に、安全性、 と安全性を高めるために車両側の先端技術開発を 九八六年にプロメテウス計画(PROMETHE ヨーロッパでは、車メー 環境への影響の五項目について車両を中 カーが中心になって一 経済性、 これとは別に、 自動車の効率 効率化,



世界で進む次世代の道路交通システム関連プロジェクト

が示されたところである。

部会小委員会でそのグランドデザイン 平成五年一一月に道路審議会基本政策

次世代道路交通システムARTSは、

開発は、これからの道路行政にとって 究成果が出るに従ってコンセプトもよ 発も鋭意推進されており、これらの研 明確に言い表すには、未だ時間が必要 であるが、この分野での基礎的研究開 〜具体的になっていくものと考えてい ARTSのイメージやコンセプトを いずれにしても、 この分野の研究

Safety in Europe) がインフラの充実 Road でIVHSに関する研究の協力を日米 を図ろうという目的で進められている。 によって道路交通の安全性効率の向上 EC委員会が提示し、政府主導でドラ (3) ・ブ計画 Infurastructure 一九九三年七月の日米包括協議 (DRIVE: Dedicated for Vehicle

現に対する期待は多大なものがある。

次世代道路交通システムに関す 一九九

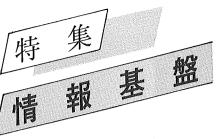
共同声明で決定している。

おわりに

五年横浜で開催することとなっている る世界会議が一九九四年パリ、

> これらの課題を解決する次世代交通システムの実 協力のもと積極的に押し進める必要がある。 最も重要な課題の一つであり、 道路交通を取りまく状況は厳しいものがあるが、 関係機関や官民の





「報システム(Y-CS)

建設省道路局道路交通管理課道路交通情報係長 渡辺

学

はじめに

ドライブ計画、 ようとするものである。同様に、日本でも建設省 輸送効率・利便性の向上、環境への配慮を達成し ンテリジェント化することで、安全性・経済性・ められている。それぞれの計画は、道路と車をイ ど世界各国で次世代道路交通システムの開発が進 現在、ヨーロッパにおけるプロメテウス計画 アメリカにおけるIVHS計画な

& Communication System) である 報通信システム(VICS:Vehicle Information このARTSを支える技術の一つが道路交通情 案している

において、

次世代道路交通システム(ARTS:

Advanced Road Transportation Systems) を提

道路交通をとりまく状況

社会・経済の発展に寄与してきた。 口性や随時性に優れた物流基盤として、 な位置を占めるようになってきている。また、戸 の優れた特性により、 現在、 道路交通は自動車の持つパーソナル性等 人々の生活基盤として重要 我が国の

対応が必要となっている。 大、環境悪化等の問題が顕著化しており、早急な しかし、 同時に交通事故の増大、交通渋滞の拡

図る必要がある。

後も一層高度な情報提供が求められている。 交通情報システムの高度化が進められており、 道路側では情報板や道路情報ターミナルなど道路 利用者のニーズは高度化・多様化してきており、 また、社会の発展に伴い道路交通情報に対する

一 新しいシステムの必要性と技術的

可能性

には、 と車と道路が一体となって道路交通の質的向上を フトな対応が求められており、このためには、人 るとともに、 これらの問題や利用者のニーズに対応するため 量的な道路及び道路関連施設の整備を進め 道路の利用の効率を高めるなどのソ

まっている。 体化したシステムを実現させる技術的可能性が高 進展はめざましいものがあり、人と車と道路が一 友 近年のエレクトロニクス等の技術革新

全国に及ぶデジタル道路地図情報システムが完成 また、世界にさきがけて我が国ではすでに日本

今

10

おり、 普及が見込まれている。 ション装置が現在約四〇万台もの車に搭載されて 組み合わせて車の現在位置を表示できるナビゲー しており、 さらに平成六年度中に約三〇~四〇万台の このシステムとGPS衛星の電波とを

V-CSとは

ため、 通信システム(VICS) の実現に向けて、 してその実現を図ることとした。さらにVICS を図る活動を行っている。 それぞれの特性を活かしつつ調和した発展を図る 電波を利用した道路交通情報メディアについて、 一〇月に発足し、システムの早期実用化、 建設省、 道路交通情報通信システム(VICS)と 警察庁、郵政省はそれぞれ協力して、 民間企業等による道路交通情報 推進協議会が平成三年 事業化

羽田 30分

D

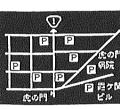
105

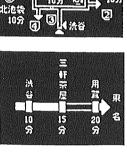
2

ある。 規制情報、 15 タイムで得ることができるシステムである。 報をリアルタイムに知ることのできるシステムで 機に提供することで、 いて大量の情報をデジタルデータ通信により車載 には限界がある。 情報を知ることができるが、 VICSとは、 このシステムをナビゲーション装置と組み合 現在、 旅行時間情報等、 ドライバーは情報板、 しかし、 ドライバーが車の中で欲しい情 渋滞情報、 VICSは、 欲しい情報をリアル 提供できる情報の量 事故情報 路側通信等で 電波を用

> システムを構築することが可能となるのである。 わせることによって、 精度の高いナビゲーション







69

ा। (त)

6

江戸框 20分



四 VICSシステムの概要

処理・ 構成されている。 利用する「情報活用」の四つのシステムによって 効率がよく使いやすい形に処理・編集する に収集する「情報収集」、 「情報提供」及び提供された情報を目的に沿って VICSのシステムは、 編集」、その情報をユーザーに伝送する 収集された情報を伝送 道路交通情報を体系的 「情報

提供を行おうとするものである。 総合的にシステムを構築することで、 アにはそれぞれ特性に違いがあり、 委員会が設置する赤外線方式とがある。 ついては、 式とFM多重方式があり、また、ビーコン方式に 情報を提供するメディアについては、 編集が行われ、 された後、 の情報は、 道路管理者及び公安委員会の収集したそれぞれ VICSセンター (仮称) で情報処理 **働日本道路交通情報センターで一元化** 道路管理者が設置する電波方式と公安 各メディアセンターに送られる。 各メディアで ビーコン方 最適な情報 各メディ

昨年の一

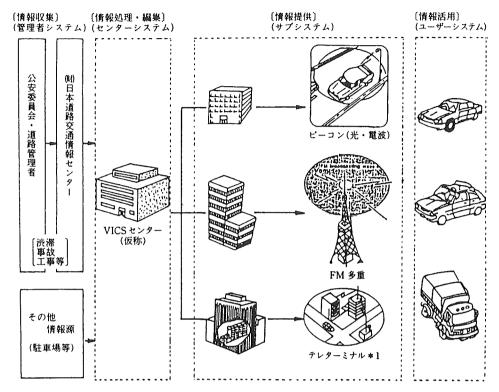
月に「公開デモンストレー 実用化のための技術的

シ ∃

ン 実

を行

4



*1注)テレターミナルは双方向メディアとし、VICSにおいて双方向ニーズが確認された後、本格的な実用化検討を実施 VICSのシステム概要

流れを見渡しながら運転できるような快適なドラ どうなっているか、 イブの実現が目の前に迫っている。 車で移動中車の中で、 まるで空の上から道路交通の この先の道路交通状況が

続き等を経て、

平成八年春のサービスを目標に鋭

今後、

インフラ及びシステム

の整備、

所用の手

意検討を行っている。

理解を得ることができた。

されたとともに、

多くの人々にVICSの

層

0

可能性が確認

基盤

ノンストップ自動料金徴収システムについて

集

報

特

建設省道路局有料道路課課長補佐 加藤恒太郎

はじめに

みがなされてきている。 及び共通化、クレジットカードの導入等の取り組払方法に対応するため、ハイウエイカードの導入路における料金の支払方法については、多様な支路における料金の支払方法については、多様な支

今後は、①ノンストップ化による料金所渋滞の今後は、①ノンストップ化による料金所において一旦停止することが望れた。有料道路の料金所において一旦停止することが、有料道路の料金所において一旦停止することが、有料道路の料金所において一旦停止することが、有料道路の料金所において一旦停止することが、有料道路の料金所において、②近年の経済を付け、②が、有料道路の料金がにおいる。

1 ノンストップ自動料金徴収システムの概要

ムである。 なり有料道路の料金支払いを自動的に行うシステペイ)方式あるいは後払い(クレジット)方式にテナの間で通信を行うことにより、前払い(プリテナの間で通信を行うことにより、前払い(プリーンストップ自動料金徴収システムは、通行車ノンストップ自動料金徴収システムは、通行車

おいて研究開発、導入計画が進められている。入されているほか、イギリス、ドイツ等の国々にウェー等の国々において既に一部の有料道路で導つが、イタリア、ノルーの外においては、アメリカ、イタリア、ノル

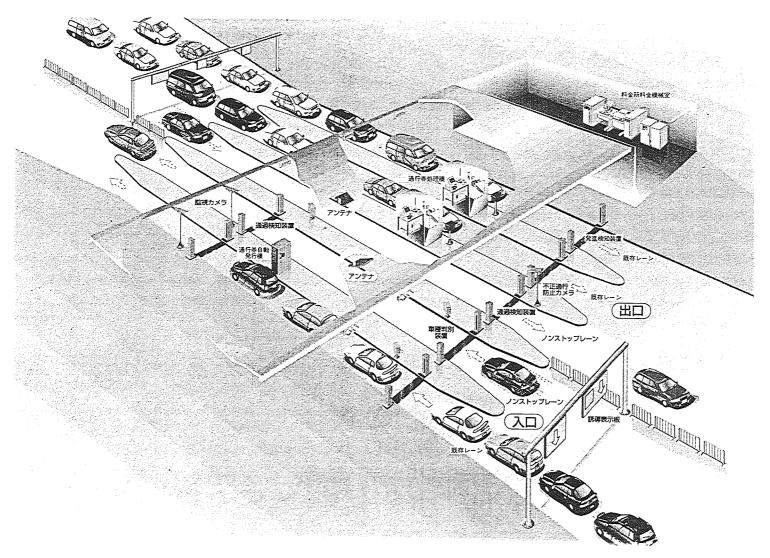
2 研究開発の推進

ステムについては、①各種有料道路での共通利用我が国に導入するノンストップ自動料金徴収シ

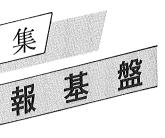
セキュリティー等が求められる。金の徴収ミスや不正利用の生じ難い高い確実性、電広く利用可能な高い利便性、サービス性、②料幅広く利用可能な高い利便性、サービス性、②料での供給等に対応した、大口利用者から小口利用でリペイド・クレジット等の多様な支払い、低価格プリペイド・クレジット等の多様な支払い、低価格

験運用を行う予定である。

いては、平成八年度内には一部の有料道路において試かステム・仕様の研究開発を進めることとしておいて、として位置付け、早期導入に向けて積極的にノンストップ自動料金徴収システムを主要課題のノンストップ自動料金徴収システムを主要課題のこのため、建設省道路局においては、平成五年、このため、建設省道路局においては、平成五年



ノンストップ自動料金徴収システムの導入イメージ図



高速道路の情報システム

日本道路公団保全交通部交通対策課

はじめに

特

七四㎞に達している。 る高速道路の延長は、平成六年四月末には五、五実に整備が進められ、JHB本道路公団が管理す実に整備が進められ、JHB本道路公団が管理す

に約三四○万台を越え、その平均利用距離は約五○㎞となっており、高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っているといえる。JH日本道路公団では、高速道路を安全、円滑、快適に利用して頂くため、高速道路を安全、円滑、快適に利用して頂くため、高速道路を安全、円滑、快適に利用して頂くため、高速道路を安全、円滑、快適に利用で通量は、平成五年高速道路の一日の平均利用交通量は、平成五年

一高速道路の現況

故及び交通渋滞等の発生の状況について紹介する。 道路交通情報提供に関する話題として、交通事

1 交通事故について(図1参照)

の向上、③よりよい走行環境の確保の三つの施策 市本三年以降は死亡者が急増しており、特に昭 和六三年以降は死亡者が急増しており、平成三年 のため、平成三年度を初年度とした「高速自動車 国道等における交通安全対策に関する五箇年間の 事業計画」を策定し、交通安全対策を推し進めて いる。この計画は、①走行条件の改善、②安全性 いる。この計画は、①走行条件の改善、②安全性 いる。この計画は、①走行条件の改善、②安全性

たと思慮される。

2 交通渋滞について

1) 交通渋滞 (図2参照

交通渋滞を早期に改善し、機能回復を図るため従滞と事故渋滞がそれぞれ約一三%となっている。発生原因は、交通集中渋滞が約七四%で、工事渋平成五年には約二万七千回に及んでいる。渋滞の平成五年には約二万七千回に及んでいる。渋滞の

所ブー などの交通渋滞対策について抜本的な見直しを行 やインターチェンジの流出車線の二車線化、 平成五年度に「渋滞対策プログラム」を新た ・スの増設、 接続道路の取付部の立体交差化 料金

来より進めているネットワー

クの整備、

本線拡

幅

故による渋滞の緩和・ に策定し推進してい このプログラムの中で、 解 消

(人)(件/ 億台 キロ) (件) 事故件数 41582 40478 40,000 35692 3283 30,000 26957 250 事故件数 20,000 事故率 200 150 11856 10,000 ₽ 9878 死亡者 100 400 350 300 250 200 150 50 死亡者数 355 死亡者 5,000 72 160 1033 5 21 • 21 • 38 39 事故率 63 2 事故率 5,3.31 共用延長[41.3.31 189.7km 46.3.31 649.3km 56,3,31 2859,3km 51,3.31 62.3.31 1833.3km L4406.1km

(注) 1. 事故率は、1億台キロ当たりの事故件数を示す

図 1 高速道路の事故発生状況推移

渋滞件数 35000 事故渋滞 工事渋滞 30000 27563 交通集中渋滞 3507 24306 25000 23591 3297 21204 3733 3564 20000 3263 17854 3687 3637 16100 2956 2857 15000 2646 2551 3129 20323 10000 17322 16390 15084 10325 5000 0 平成元年 昭和63年 平成2年 平成3年 平成4年 平成5年

図 2 交通渋滞の発生件数の推移

のイライラの解消等のため道路交通情報の的確な 交通集中、 及び渋滞時のお客様 工事及び事

提供を行うこととしている。

傾向にある。 (3) 通行止め

の導入等によって伸びを抑制しているため横ば

主な高速道路における工事規制回数は集中工事

(2)

工事規制

高速道路の通行止めの回数は、平成五年は約一、

なっている。 3 平成五年度に道路モニターから頂いた意見は、 お客様のご意見 (図4参照

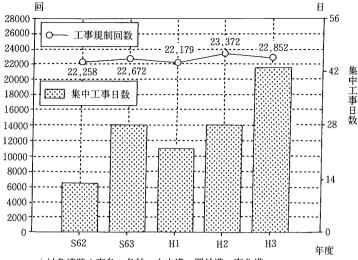
によるものが約五%、 八〇〇回となっている。 通行止 めの原因は、

1

工事規制回数

るものがそれぞれ約四 交通事故及び気象現象によ % その他が約一三%と 工事

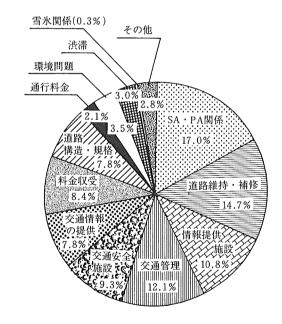
関することが多い。 0 # 高速道路の管理は、 IJ か、 ビスエリア・パーキングエリアの改善・充実 道路交通情報システム 路面管理及び道路交通情報提供の充実に 主に交通の安全性の向上、



*対象道路:東名、名神、中央道、関越道、東北道

*工事規制:車線規制

図 3 工事交通規制回数の推移



お客様のご意見(平成5年度)

円滑性の保持、 快適性の向上を図ることであるが

備を進めているところである。

P 象状況の悪化、 ための道路交通情報システムについて、 こととしている。 路 様に提供するとともに障害事象の早急な排除等道 である。 これらを阻害するのが降雨、 ・地域特性を加味した整備計画の策定を行 この障害事象等に関する情報の収集及び提供の 機能の復旧措置を講じ、 障害事象に関する情報を迅速かつ正確にお客 これらの交通障害事象が発生した場合に 交通事故等の交通障害の発生など 迅速な交通確保を図 濃霧、 積雪などの気 交通状況 整

1 情報収集システム

リアルタイムに交通管制室に伝達される。高速道路上の交通情報は、各種の収集系を通じ

約二㎞間隔車両感知器

② 交通管理巡回車

収集している。作業車、高速警察隊巡回車においても情報を通管制室に報告する。JH業務用車両、維持生する交通障害事象を発見し自動車無線で交生する交通障害事象を発見し自動車無線で交換二時間毎の巡回によって高速道路上で発

③ 非常電話

室に入る。 り、事故等当事者からの連絡が直接交通管制り、事故等当事者からの連絡が直接交通管制

④ 交通監視用ITV

集のため設置している。 交通状況の把握が必要な箇所に、視覚情報収トンネル内、ジャンクション部及び面的な

⑤ 気象観測装置

気象情報が逐次管理事務所に自動転送される。路線沿いに設置された気象観測装置により、

⑥ 管理事務所·料金所等

管理事務所・料金所、サービスエリア、パー

業務用電話等を通じて交通管制室に連絡されキングエリアなどで得られた道路交通状況は、

⑦ 気象協会

3

メディアを介し交通管制室に情報が入る。気象協会からは、ファクシミリなどの通信

2 情報処理システム

東名高速道路などでは、情報処理の自動化及び東名高速道路などでは、情報処理の自動化及び見などを自動的に処理、制御する方式である。目などを自動的に処理、制御する方式である。情報処理された内容は、管制室のがラフィック情報処理された内容は、管制室のがラフィック情報処理された内容は、管制室のがラフィック情報処理された内容は、管制室のがラフィック情報処理された内容は、管制室のがラフィックであかが一目でわかるようになっている。また、同時にハイウェイラジオなどの他の情報提供システムにオンライン情報として転送される。

3 情報提供システム

D 可変式青長反情報提供は、各種提供機器により行われる。

① 可変式情報板

交通状況、気象状況、所要時間などを表示し高速道路の入口あるいは本線IC部などで

提供する。

② ハイウェイラジオ

規制、交通渋滞などの情報を二四時間体制で囲にわたって設置している。交通障害、交通所、気象急変区間の上流などに、約三㎞の範重交通区間、渋滞多発区間及び経路選択箇

③ ハイウェイテレホン

五分毎に更新し提供している。

から二四時間聞くことができる。イラジオの内容をアレンジし、一般加入電話出発前に入手可能な情報として、ハイウエ

④ ハイウェイ情報ターミナル

高速道路利用者の高度化、多様化した情報のため、高速道路のパーキングエリア、サーのため、高速道路のパーキングエリア、サービスエリアにおいて、道路交通情報をはじめ、ビスエリアにおいて、道路交通情報をはじめ、ションパネル、ハイウエイテレビ、どデオテックスといったニューメディアを活用して提供した情報している。

その特色は、

- ので、効率的な情報提供が可能である。・サービスエリアには多くの人が立ち寄る
- め、高度で大量な情報を理解する余裕が・お客様は、走行中ではなく静止状態のた

ある。



図 5 ハイウエイ情報ターミナル

\equiv 情報提供の計

画

そのため、

詳細な道路交通情報と道路案

内情報の提供が可能となる。

方的な提供だけでなくリクエストも

可

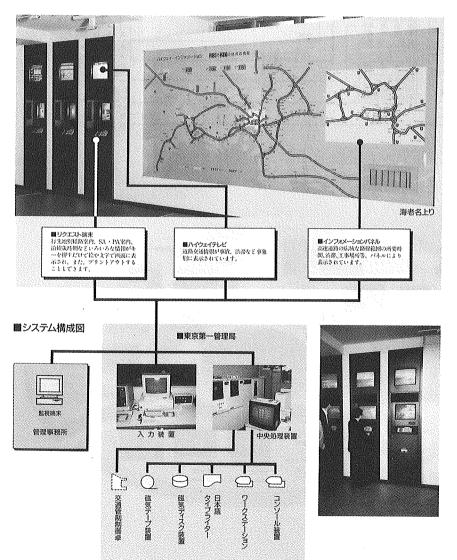
道

能となる。

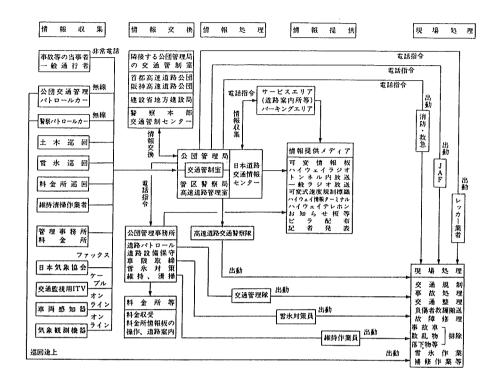
報をタイムリーに詳細に提供するための道路交通 通 の確保の上で極めて重要である。 路交通情報の提供は、 安全・円滑・ より多くの情 快適な交

> 備によるところが大きい。 情報の収集・ エ イ構想」 提供設備の充実には、 したがって、「情報 光通信網の Ļ٦ ハ イ 整 B

ところである。 を基に光通信網の整備を進めて



また、より高度な情報提供システムとして、 平



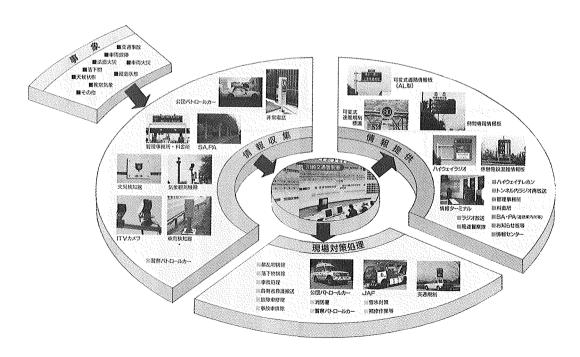


図 6 高速道路の交通管理体制と情報の流れ

道路交通情報提供の現況と今後の計画

	情報設備	内 容	現 況	今後の計画
情報収集設備	車両感知器	交通量、速度	東名、名神等重交通路線 に約2km間隔で設置	インターチェンジ間 1箇所、渋滞多発区 間に2km間隔で、整 備予定
	交通流監視カ メラ	交通障害事象の状況及びそ の変化	JCT部及び交通渋滞が 激しく面的な交通状況の 把握が必要な箇所を中心 に設置	左記整備水準に従い 必要に応じて設置し ていく
	気象観測設備	気象データ、気温、路面温 度、風速、雨雪量、降水量 視程等	10~15kmピッチに設置	重雪寒地域を重点に 整備強化
	非常電話	事故、落下物、故障車、工 事	1 km間隔で設置	東名等の重交通区間 は0.5km間隔に増設
	ハイウェイテ レホン	出発前に道路交通情報を得 られるように、一般加入電 話を通じて高速道路状況を 提供	東京、川崎、横浜、富士、 静岡、浜松、名古屋、大 阪で実施	東三管(中央道、関 越道)で展開予定
情	ジャンクショ ン図形情報板	ネットワーク化された道路 の渋滞や通行止めの交通情 報を図形表示	常磐道 三郷JCT 東北道 川口JCT 関 越 大泉JCT	環状道路の接続部に 設置
報	所要時間 専用情報板	主要目的インターまでの所 要時間をインターを入って 2~3 km程度の位置に設置	東名・名神など45箇所	東名・名神及び大都 市周辺区間に展開予 定
提供	ハイウェイラ ジオ	カーラジオ(1620KHz) を通じて、事故・渋滞情報 等の高速道路上の様々な情 報を24時間放送	東名・名神など18道に設 置	東名・名神等の重交 通区間や渋滞多発区 間などを中心に設置 予定
設備	ハイウェイ情 報ターミナル	都心へ向かうSA、PAにおいて、路線図を配したパネルやテレビ動画で、より太い範囲の背網な色になり、大が囲の声を提供を告め、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では	東名(海老名等5箇所) 名神(大津SA等2箇所) 東北道(建田SA等2箇所) 常磐道(守谷SA) 開越道(高坂SA等2箇所) 外環道(新倉PA) 中央道(該合坂SA) 中央道(該合坂SA) 中国道(安佐SA等3箇所) 台計19箇所	東名・名神等の大都市近郊のSA及び地 市近郊のSA及び地域の重 方部や雪氷地域の重 要なSA、PAに設 置予定
	路車間情報通 信システム (VICS)	旅行情報、渋滞等の交通情 報、駐車場の満空状況等の 道路交通関係情報を提供		三大都市圏を優先的 に設置予定

S)の整備を図ることとしている。

成六年度から道路交通情報通信システム

V I C

情報ハイウェイ構想とは、 高速道路等の幹線道 1

情報ハイウェイ構想

道路機能の多面的展開を図るものである。 能な光ファイバーケーブルを敷設し、これを基盤 とする新しい情報システムを構築することにより このシステムの構築により、 道路管理において

路ネットワークに、 大量の情報を長距離に伝送可 は

の収集・活用による計画的できめ細かな道路管理 路管理業務の高度化、 応した道路交通情報の収集・提供の充実などの道 どの業務の効率化、 道路利用者の多様化・高度化したニーズに対 交通データ・気象データなど 通行券の高速・集中処理な

道路交通情報通信システム(VICS)

より適切な道路整備が可能となる。

3. に応じ提供するテレターミナル等が考えられてい 報を一括して提供するFM多重、ユーザーの要望 に異なる必要な情報をきめ細かく提供するビーコ ドライバーへの情報提供メディアは、 路交通情報をリアルタイムで提供するものである。 ドライバーにわかるよう、旅行時間、 トを選択することが可能となる。 イムで提供される道路交通情報で渋滞を避けるル 道路交通情報通信システムは、道路交通状況が ドライバーは、このシステムによりリアルタ いつでも、どこでも活用できるよう大量の情 走行地点每 渋滞等の道

マルチメディア時

日本電信電話株式会社マルチメディア推進室

はじめに

カー、 どのメディアの形態をとりながら、 者はもちろん、コンピュータメーカー、 ア。それがマルチメディアと言われるものである。 に発展してきた。こうした様々な形態の情報が融 文字は新聞や書籍、 の様々な表現手段を利用して情報を伝達してきた。 欧米においては、 これまでわたしたちは、 複数の機能と付加価値を持った新しいメデ ソフトメーカーが、 電気通信事業やCATV事業 音声は電話、 文字や音声、映像など 競争する一方で手を握 映像はテレビな それぞれ独自 家電メー

> 介する。 代に向けての展望とNTTの取り組みについて紹 ような方向に進んでいくの 種構想の策定、 このような状況の中、 た取り組みが活発になってきた。 また日本にお いても、 実験などマルチメデ 今後情報通信産業はどの 政 か、 府を始め マ ルチメディア時 民間による各 イア時代に向

H

情報通信の改革と社会の変化

技術革新による情報通信の変化

1

力を持つようなった。音声や映像のディジタル化 りダウンサイジング(小型化、 ましいもの ソコンがこれまでの汎用コンピュータなみの能 情報通信分野における近年の技術革新には目ざ がある。 コンピュータは技術革新によ 高性能化) が進み、

越えたダイナミックな動きが始まっている。

出という従来の業種の枠組み、

さらには国境をも

業領域の統合・拡大、

ニュー

ビジネスの創

ダウンサイジング ノートパソコンは20年前の大型コンピュ ータの10倍の能力、価格は1000分の1 情報の処理・蓄積・加工が容易 情報圧縮技術 → 動画の蓄積・伝送 タイプの違う情報をまとめて扱える

銅線の1.6万倍の能力

帯域の有効利用

端末の小型化・経済化 ◆携帯情報端末

図 1 技術革新

コンピュータ

ディジタル化

光ファイバ

無線アクセス

<u>2</u> 大容量 字だけでなく音声や映像 ン上で処理することも可能である。 りとりをすることもできるようになった(図 進歩によ 多く 1980年 1990年 2000年 の 0 アナログ技術 ィジタル技術 HATATA KANDAN 電 人 る帯 送 が 能 :好きなときに好 域の 力を持 ~ 1 0 K bit/s ~ 1 00 K bit/s ~ 1 00Mbit/s ~1 Gbit/s ~ 1 T bit/s 有効利 動 光 11111 用 ラ 画 11111111 ٤ ア 16Kblt A4版3枚 256Kbit 新聞1頁 256Mbit 国語辞典1冊 4Mbit 1Gblt きな場所で情報 端末の小型化に を送受信 新聞1年分 文庫本1冊 1 (1000文字) (25万文字) (1600万文字) (16000文字) 。また、 バ (比較のためbit換算) 1

図 2 伝送技術の進歩

つある。 量のディジ Ļ 光ファ タ Ź jν 18 情報をやりとりする時代になり Ì 0 ネッ ١ ŋ 1 ク Ĺ よっ τ

社会の変化と新 L い <u>-</u> | ヹ

下のことが考えられ 今後、 確実に進んで ķ ·社会の 変化とし

ζ

以

商

- より豊かな消費生活 0) 実現
- 経済の 高齢化社会の ボ 1 ダ 進 ν ス化 展 0 進 展
- 精 神的 なゆ とり Ó 確

社会のトレンドと新しいニーズ

では、 地球環境の保全 このような社会の変化は、

どのようなニ

大容

に占め ズも増大することであろう。 ズを生み出すのであろう にな 伴 品 まず、 る高齢者の割合が高まり、 ・情報の サー b 物の消費は自分の感性 Ė 娯 (楽やサ 流 スの選択範囲 通量も拡大する。 ド スへ は国際的 の 医療情報へのニ 1= 1 + フ とな -ズが 1 1 ド ッ b 強 ス 1 の まる。 Z 消 た 費 ŧ n

なる。 0) 有効な手段として、 世 = ス その結果、 が求められるようになると考えられ 界 中 ネッ ズに応じた情報を手に入れ 発信することもできる。 トワー 自己実現や豊かな生活を得 クを通じ、 情報通信の利用が進むことに 家庭 る に居ながら自 そうした 同 時に 3 た 1) 自 め 0 由 分

なり、 応できる生産態勢・ |際的な情報ネットワー 産業分野 柔軟 まり、 化が不可欠なものとなる。 生 かつスピーデ 産 個 一にお 販売などの が b 尊 ても、 重さ 販売態勢が求められる イに n り拠点間 当然、 クも必要になる 価値 対応するため、 観が多様化 0 多様なニー 情報化 また、 業際的 とネ 「企業 ・ズに する ように ッ 市 対 通 ۲

産業構造のダイナミックな変化

信の高度化・多様化」が進むわけである(図3)

気通信分野 1 お ţ, τ は 技術革新の進展 P 情

+1-

ì

か ノペ

ソ 根

コン

やその

他

0

端末を自

由 3

に使いこな

意味を

本

的

1

変えようとし

Ť

į,

今や 情報

ュ

1

このように技術の

進

歩 は

n

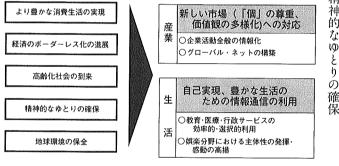
までの

通

信

1

0 ょ 術



無線 じパ ょ

技

ソ

コ

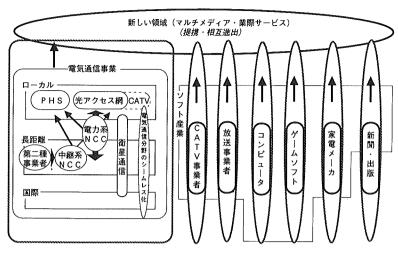
1=

b

文

図 3

ピ ユ 新分野が出現し、 中心とした競争から、 報化ニーズの高度化の中で、 信のみならず、 た全面競争へ移行すると考えられる。 1 ġ 家電等の分野を含め、 放 送 世紀に向けて産業構業は大 ロ 新聞等のメディアやコ 1 力 'n 現在の長距離分野を 業際サービスや 国際分野を含め おらに、 ン 通



高度化

ケ

シ

ョン等を提供するためにはソフト産業の 多様化するニーズに対応する情報、

層

0

発展が必要となる(図4)。

支えていくために重要となるの

が

ソフトであり、

アプ

に進出していくものと予想され 等によってお互いに補完しつつ、

こうした新分野、

業際サービスの出現や発展を

図 4 今後の産業構造の技術の俯瞰図

四

NTTの取り組み

ファイバーの基幹ネットワー 0 創造 、メディア通信の共同利用実験」を行う。 将来のマ そこから生まれる新たな利用方法や利用技術 ュ ザー 開 ルチメディア時代に不可欠なネットワ 発の 機器、 場, ソフトの三つの調和した発展 として、 クを利用した 既に構築された光

速 広帯域バックボ Ĭ ンネットワー - クの利

(1)

用実験

ツ T M クによる全国広域実験を行 ١ クラスの高速・ 技術と光ファイバ 広帯域バ 1 技術を活用 ック ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 実験に参加 i ンネット したギガ

ピ

ワ

アプリケー れる方々 、と共同 シ 3 の 連携してマルチメデ 創造 開発を行う。 イア 5 の各 種

①高速コンピ ユ 1 ・夕通 信の利用実験 **図**

月末までの予定

(実験期間

は

平

成六年九月末から平成九年三

経営資源やノウハウを最大限に生かすために提携

その中で各事業者はこれまで蓄積した

待される。

じめ新しいビジネスチャンスを生み出すものと期

きく変革していくものと思われ

3

産業構造の変革は、

既存フ

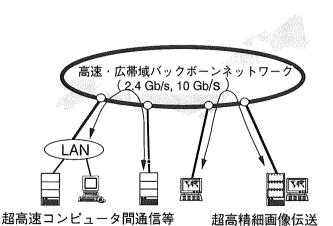
1

ルドの拡大をは

○主な実験内容

新たな事業分野

高速コンピュ ク利用技術の開発 1 · タ通! 信実現のためのネッ 検証 (高機能ル ŀ



高速コンピュータ通信利用実験の例 図 5

高機能電子サービス、電子新聞 各種データベース利用等の情報サービス

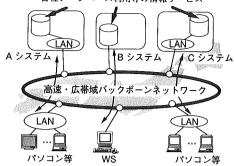


図6 一般利用向けマルチメディアネットワーク利用実験の例

一般利用向けマルチメディアネットワーク利用実験のアプリケーション

適用分野	アプリケーション名	実験内容
エンターテ イメント	多人数参加型 ネットワークゲーム	モニタ端末相互間で、多人数参加のネットワークゲー ムを行う。
	アミューズメント・ オン・デマンド	マンガ等の画像情報のオンデマンド配信を中心に、ゲ ームや電子カタログ等の映像情報提供。
新聞・出版 放送・広告	ニュース・ オン・デマンド	映像データベースを利用して、音声・静止画・動画を 含む複合構成のニュースを配信。
	TV-CF オン・デマンド	TV-CF素材や各種調査データをデータベース化し、 広告代理店、クライアント企業等へ、オンラインで配 信する。
	電子出版	素材センター、編集センター等を相互に接続し、編集 ・加工を行う等、電子出版のネットワーク化を図る。
医療	遠隔医療	市中の開業医や企業内の診療医に対して、マルチメディアデータベースによる医療情報提供や専門医による 支援を行う。
福祉	映像制作支援	身体障害者とエキスパートを結び、映像情報などにより、芸術活動、映像制作などの支援を行う。
教育	遠隔教育	遠隔地の講師との対面講習を可能にするとともに、マルチメディアデータベースを利用したネットワーク上の仮想学級での講座を開設。
趣味・教養	遠隔教養講座	音声・映像情報などにより、遠隔地の講師と対話形式 で、生け花や音楽などの教養講座を行う。
}	ネットワークアート	マルチメディア表現と超高速通信ネットワークによる 新たな芸術表現の開発。
生活・消費	オンライン ショッピング	各地域のモニタ端末から、映像・音声等で構成される 商品データベースにアクセスし、カタログ販売を行う。
	遠隔 コンサルティング	各地域のお客様相談窓口と、本店等の専門家を結び、映像・音声等を利用した高度なコンサルテーションを可能にする。
	マルチメディア・ ショールーム	各地域のショールームとマルチメディアデータベース を相互に接続し、商品情報を映像・音声等でリアルタ イムに検索・表現する。
	地域生活情報	地域の生活・行政などに関する音声・映像情報をマル チメディアデータベース化し提供する。
開発・生産	デザイン・ 設計協調作業	本・支店間、協力企業間等で、音声・動画・CG映像 を駆使して、リアルタイムのグループ作業を行う。
	製品・開発協調作業	文字・図形・音声・静止画・動画を遠隔地の製品開発 拠点間で共有し、仕様打ち合わせ等を行う。

遠隔研究討論/遠隔講義 超高精細画像伝送等による医療情報ネット 御アルゴリズム等) ワーキング実験

ティング、

高速プロト

コ

トラヒ

ッ ク 制

マルチメディアデータベ ースの構築と検索 2

実験

図 6

技術の開発

般利用向けマ 報処理等 ルチメディアネットワーク利用

ネットワーク上の仮想的な研究室での共同研究 音声・画像を統合して取り扱う高機能電子

メール

スーパー

コ

٣ ュ 1

タ連動技術

(遺伝子情

までの予定)

○主な実験内容 ・表のとおり、様々な分野でのアプリケー

シ

ンを検討している。

(実験期間は、 平成七年春から平成九年三月末

消行や Q4 Q ₹4

(2)

CATV映像伝送等の利用実験

図1)

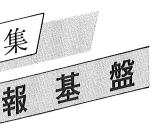
WOD 光ファイバ SLT ONU セットトップ TV 電話 利用者宅

SLT (Subscriber Line Terminal : 光加入者線端局装置) ONU (Optical Network Unit : 光加入者線ネットワーク装置)

図7 CATV映像伝送等利用実験の構成

までの予定) 米加入方式によるCATV映像伝送、ビデオ・ 光加入方式によるCATV映像伝送、ビデオ・ 光加入方式によるCATV映像伝送、ビデオ・

いきたい。
以上、マルチメディア時代の実現をめざして取り組んでマルチメディア時代の実現をめざして取り組んでは、ネットワークの高度化等に努めるとともに、によく関係者のご意見を伺いながら情報提供者、場合の大きなでは、利用者の方々と協力して、一日も早いないチメディア時代の実現をめざして取り組んでマルチメディア時代の実現をめざして取り組んでいきたい。



特

行政情報の総合利用の推進

総務庁行政管理局行政情報システム企画課調整係長 川上美智男

化)の必要性行政情報の高度利用(データベース

近年、行政を取り巻く環境は大きく変化している。 国内では、高齢化や一極集中問題など、国外では、貿易摩擦や冷戦構造の終焉に伴う社会問題、地球環境問題等枚挙にいとまがない。このような状況で、行政には、多種多様な対応が要求され、しかも、「政府全体としての総合的な対応」、「後しかも、「政府全体としての総合的な対応」、「後しいも、「政府全体としての総合的な対応」、「後しいも、「政府全体としての総合的な対応」、「後しいも、「政府全体としての総合的な対応」、「後しいも、「政府全体としての総合的な対応」、「後

する情報を有効に蓄積・分析・加工し、流通させ、このような要請に応えるためには、行政が保有

に電子的なラベルをつけ整理し、格納する "倉庫"中心として導入が進み、多種多様なデータファイ中心として導入が進み、多種多様なデータファイルの蓄積も進んできているが、今後さらに、発展ルの蓄積も進んできているが、今後さらに、発展ルの下のな局面で発生する情報について電子化をいろいろな局面で発生する情報について電子化をいるいろな局面で発生する情報について電子化をいるいるなどでは、情報システムの整備は登記や

の課題である。ことは急務として取り組まなければならない喫緊と言うぐらいの意味)化、システム化を推進する

度利用の必要性を指摘している。 度利用の必要性を指摘している。 度利用の必要性を指摘している。 と行政の効率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の効率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の効率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の効率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の効率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の対率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の対率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の対率化・高度 にも資するものとなる。」と行政の対率化・高度

二 政府におけるデータベース化推進

進することが必要である。 ベースの整備に当たっては、 多大の経費・労力を要するとされており、データ 画調整、 一般にデータベースの構築には、システムの企 データの収集・整備、システム開発等に 計画的・効率的に推

の計画的な整備、 綱)において、この方針に基づいてデータベース 府の行政改革に関する実施方針(いわゆる行革大 各省庁がデーダベースを整備するに当たっての基 庁間利用に関する要領」を策定している。さらに、 昭和六〇年一一月、「各省庁保有磁気データの省 を閣議決定している 方針」を策定している。その後、 行政機関におけるデータベース整備に関する基本 本的な方策を検討し、昭和六二年一二月、「国の データの省庁間総合利用の一層の推進を図るため、 て設置された行政情報システム各省庁連絡会議 (各省庁の官房長クラスで構成) では、まず行政 昭和五八年三月の臨時行政調査会の答申を受け 省庁間利用等の推進を図ること 累次にわたる政

骨子は次の三のとおりである。 ては、 したがって、 現在この方針に沿って推進しており、 行政情報のデータベース化につい その

Ξ ス整備に関する基本方針」の概要 「国の行政機関におけるデータベ

方策を明らかにしている。 これに取り組むためのデータベース整備の具体化 明確にし、データベース整備の基本目標の設定と 基本方針では、まずデータベース整備の視点を

1 データベース整備の視点

間提供による社会的活用の推進を視点として位置 的・効率的な推進とともに、省庁間総合利用と民 力を要することから整備目標を明らかにし、 として必要不可欠なものと規定している。 策の決定、行政サービスの向上等を支援するもの しており、データベースの構築を通じて、 けている。 行政情報システムは、その機能を飛躍的に拡大 方、データベースの構築には多大な経費、労 行政施 計画

2 データ整備の基本目標

づ

処理型に大別し、類型毎に整備方向を示している。 1 基本目標では、業務処理型、 ビスの向上等の観点から積極的に推進 んは、 固有業務処理に係わる業務処理型データベー 行政運営の簡素化・効率化、行政サー 政策支援型、 共同

2 行政計画の策定、 施策の決定等の政策支援

> 型データベースは、 として構築 省庁内統合データベース

活用を進めることとしている。 データについては、 用の推進と、 用に供することが可能なデータベースの省庁間 ース構築経費の節減等の観点から、 3 さらに、行政データの有効・高度利用、 タベースは、 政府全体として共同利用する共同利用型デー 民間等において利用価値が高い行政 一元的な考え方に基づき開発 民間等への提供による社会的 他省庁の データ 利 利

3 データ整備の具体化方策

が き事項を規定している。 : 個別に推進すべき事項と省庁間で共通に推進す データベース整備の具体化方策として、 各省庁

1 各省庁個別推進事項

されることから、省庁内の企画調整機能の充 については、省庁全体として整合性が必要と 実・強化を挙げている。 データベース化するデータ内容や標準化等

の整備を進めるため、 かつ整合性を確保し、 ス整備の計画的推進を挙げている。 また、 省庁内において重複整備を排除し、 省庁内におけるデー 効率的なデータベース タベ

各省庁共通推進事項

2

各省庁間の協力体制の確立を図るとともに、

絡会議等の活用を挙げている。とされるとして、行政情報システム各省庁連め、省庁間利用の企画整備機能の充実が必要め、省庁間利用の企画整備機能の充実が必要は、個利用型データベースの開発等に際し、重共同利用型データ

さらに提供を促進する観点から、提供業務にといい、データベース台帳の作成・配布、総合的なクリアリング・システムの整備を進めるとともに、コンピュータ接続によるデータベースの総合利用については、各省庁のニーダ、技術動向、各種標準化動向等を踏まえつつ検討を進めるとしている。

立らに、磁気データの民間等への提供は、さらに、磁気データの民間等への提供を進めるとしている。

の推進状況四 行政機関におけるデータベース整備四 な検討を進めるとしている。

おける公益法人や民間業者の活用等、

総合的

1 国の行政機関におけるデータベース整備の状

供してる。

況

ば、二〇省庁で二七二(周辺機器を含む買取換算ス化状況調査(平成五年七月一日現在)」によれ総務庁が実施した「平成五年度各省庁データベー国の行政機関におけるデータベース化の状況を、

七倍の増となっている。 査を開始した昭和五五年と比較するとその数は約ベース)のデータベースが運用されており、同調額が一千万円以上の電子計算機を使用するデータ

スへの移行)が進んでいる。が一千万円以下の電子計算機を使用するデータベーが一千万円以下の電子計算機の小型化(買取換算額等理に利用する電子計算機の小型化(買取換算額また、近年の傾向として、データベースの構築・

共同利用型データベースの一元的な開発・運

ある。

2

用

り、 四運用開始) 運用開始)及び審議会答申等検索システム(平四 運用開始)、 用開始)、国会会議録検索システム 用データベースの一元的な開発・運用を行ってお 同利用施設では、各省庁が共同で利用する共同利 等を目的として設置された総務庁の電子計算機共 政府における電子計算機利用の高度化、 これまで、 閣議情報検索システム(昭六一・一 を開発し、 法令検索システム(昭五四・四運 各省庁にオンラインで提 (昭五五・一 効率化

データベースの省庁間利用の促進

3

データベースのオンラインによる省庁間利用が行一一月の要領策定以降かなり進んできているが、一一月の要領策定以降かなり進んできているが、

データベースについても提供を行うべく準備中でデータベースについても提供を行うべく準備中で活命検索システム等の共同利用施設がデータベースは、といいで、一点では、電子計算機共同利用施設がデータベースが各省庁に提供されており、外務省の海外情報が一タベースが各省庁に提供されており、外務省の海外情報が一タベースといるとによって、総務庁統計局の統計情報データベース、人事局の労働判例計局の統計情報データベース、人事局の労働判例計局の統計情報データベースとの総務庁行政管理局(電子計算機力のほか、といいでは、経済企画庁と通商産業省ネットのは、経済企画庁と通商産業省ネットのにいるのは、経済企画庁と通商産業省ネットのにいるのは、経済企画庁と通商産業省ネットのにいるのは、経済企画庁と通商産業省ネットのにいるのには、経済企画庁と通商産業省ネットのにいるのには、経済企画庁と通信を表しているのには、にいるのは、経済企画庁と通信を行うべく準備中で

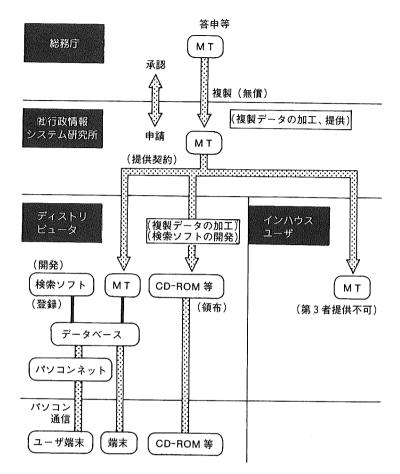
以上のようなデータベースのオンラインによるといいる。

五 磁気データの社会的活用の推進

用が求められている。
て、磁気化された行政情報の有機的・多角的な利普及によるデータベースの利用環境の向上と相まっで有用なものも多々含まれており、パソコン等ので有用なものも多々含まれており、パソコン等の

12 行 統計審議会は 気媒体による提供を図るため、 刊行物によって公表することとされていたが いって 「該要領に沿っ つ 対民間提供について」 例えば、 いても、 各種の統計デー 統計審議会は平成一 また同様に、 「統計データに係わる磁気テープ等 て 磁気テープによる民間提供を の要領を申し合せ、 -タに 都道府県に対する提供 昭和六二年四 ついては、 年 一月に提供要 従来は 現在 月 磁

广、 を通 庁では、 た により民間提供 領を申し合せ、 タ及び現行法令データについて、 統計データ以外の行政データについ 他 じてパソコン通 自 の省庁においても 動 平成五年度に、 車 一登録 提供を行って (参考図参照) デ 1 信 タ 臨調・ M T (運輸省)、 特許公報デー 行革審答申等デ を図っている。 F D等様 所管の公益法人 気象デ ては、 タ 々な媒体 (特許 Ì 総務



(参考) 現行法令データ等の民間提供の仕組み

のもあり、 (気象庁) 六 また提供の動きも活発化してきてい 等のように民間提供が行 われ 7 Ļ٦

行政の情報化の計画的推進

備やパ 高まってきており、 3 デ 事 1 業の情報化につい ソコン導入等各省庁に タ べ 1 ・ス整備に限らず、 その取り組みも既に始まっ t その重要性の認識 お ネッ いては、 1 7 各種 ク の 0 事 T 整

ŧ

タ

している。 次行革審の 庁が整合性・統 ルな推進計画 このため今後、 最 終答申においてもその必要性を指 0 策定が急務とされ 性を確保しつつ取り 省庁内各部局はもとより、 ており、 組 ţŗ 1 省 摘

ため 進めているところである 総務庁では、 通じ政府として中期的 政 12 行 を進め 政府は、 の情報化の積極的な推進を図るため、 お 政改革の推進方策 の推進計画を策定することとし、 いて、 3 「情報・通信技術の進展に対応し、 平成六年 各省庁の協力を得つつ、 と閣議決定したところであり、 月 (v 計画的にこれに取り組 ゎ 五. ゆる中期行革大綱) 日 0 「今後にお その検討 本格的な検 各省庁 H 行 在 扩 を る

都道府県道の路線認定基準の改正について

建設省道路局路政課総務係

はじめに

について」及び「都道府県道の路線の認定、変更について」及び「都道府県道の路線の認定、変更について」及び「都道府県道の路線の認定、変更については、本誌92年11月号から93年4月号にかけて旧基準の歴史、問題点、改正の方向等について正基準が制定されたところであるが、今回、改正基準が制定されたところであるので、その内容正基準が制定されたところであるので、その内容

都道府県道の認定基準は昭和二七年一二月の新

に路線認定事務の統一性を損わない範囲で可能な高速自動車国道網及び一般国道網との整合性並び

定することとなっており(法第七条)、全国的な道路法の施行に伴い、新法第七条の都道府県道の認定要件を補足し、その運用の統一性を確保する思定要件を補足し、その運用の統一性を確保する民地から昭和二九年七月に定められた。昭和四六年一〇月一部改正が行われたが、路線認定の結果既存の国県道との関係で構成される網の間隔の数既存の国県道との関係で構成される網の間隔の数氏を通の著しい伸び、社会経済情勢の変化に対応と、従来の基準では必ずしも適切に対応できないと、従来の基準では必ずしも適切に対応できないと、従来の基準では必ずしも適切に対応できない。

改正を行ったものものである。重することが望ましいとの観点からかなり大幅な限り、認定権者である都道府県知事の自主性を尊

とも期待されるところである。
○七三㎞行われたところであり、バランスのとれた幹線道路網の形成のためには、都道府県道の相た幹線道路網の形成のためには、都道府県道の相た対線道路網の形成のためには、都道府県道の相の改正が新規都道府県道の追加指定が六、○六一㎞平成五年、一般国道の追加指定が六、○六一㎞

る路線

- 路線(3)各種地域開発、振興プロジェクトを支援する
- する放射・環状路線(4) 都市機能の向上と広域的な都市圏の形成に資
- 強化する路線(5) 駅、空港、港湾等広域的交通拠点との連絡を

期待されていることをふまえたものである。 市圏の形成等のための道路整備が都道府県道にも ための放射、 進のための道路整備、 地域振興プロジェクト支援、 の強化、強い地方圏の形成のための各種地域開発、 ための拠点間の連絡強化、 のインターアクセスの確保、 交流ネットワークの充実のための高規格幹線道路 将来的に都道府県道が果すべき役割を考えた場合 基本的方向である「豊かな生活」「活力ある地域 られた「ゆとり社会の実現」のため、 整備五箇年計画の理念である活力ある経済に支え 構想及び平成五年度からスタートした第11次道路 づくり」「人・自然に優しい環境」の実現のため、 これは、平成四年に策定された道路整備の長期 環状道路の整備のよる安定した大都 あるいは多極型都市形成の 拠点と上位路線の連絡 地方部の活性化の推 地域集積圏の形成の 道路整備の

ね網羅されており、都道府県道として認定するこ路法第七条の都道府県道認定要件の中でもおおむ以上のような役割を果す都道府県道は既に道

な改正を行ったところである。基準の改正の中でも上記のような視点から、必要知事に対し、配慮を求めたものである。また認定実現に資するため、特に認定権者である都道府県実は可能ではあるが、今後の望ましい道路行政の

① 路線の認定の結果構成される網の間隔の数主要な改正事項は次のとおりとなっている。

値

いわゆる網値の廃止

ン以上の数値の廃止 人以上又は貨物取扱トン数一万八、○○○ト 主要停車場の要件である年間乗降客四四万

人の数値の廃止主要な観光地の要件である年間観光客三万

要な観光地を追加リゾート法上の重点整備地区、及び民間の主・リゾート法上の重点整備地区、及び民間の主・主要な観光地に国営公園、広域都市公園、

- 費用便益計算の廃止る①の網値、実延長(四キロメートル以上)、の地方開発のため特に必要な道路の要件であ
- ウ 高速道路等のインターチェンジと一般国必要な幹線的なもの 振興山村、過疎地域の活性化のため特に

道等を連絡する道路

- る道路で特に必要なものれているニ以上の市町村を密接に結びつけエ 地形的制約により地域間の交流が妨げら
- 都道府県道以上に改正の道路を主要地方道以上としていたのを一般の地方開発のための特に必要な道路が接続す

都道府県に対し配慮を求めることとしている。 地の今後積極的に認定すべき路線の推奨と併せて が設すべきものは新設として認定を行うよう、前 がの今後積極的に認定すべき路線の推奨と併せて があったが、 があったが、 があったが、 があったが、 があったが、 があったが、 があったが、 があったが、 があいることが多かったが、 があいることが多かったが、 があいることが多かったが、 があいることが多かったが、 があいることが多かったが、 があいることが多かったが、 はいる。 はい。 はいる。 はいる。

三 改正項目の解説

以下、各改正項目ごとに若干の解説を行う。

第一通則について

① 通則一は、「路線は交通の流れに沿うよう
① 通則一は、「路線は交通の流れに沿う」とは、当該路線
の起終点間日交通量が任意地点での当該路線の平均日交通量が任意地点での当該路
線の平均日交通量が任意地点での当該路
る場合とされていた。今回の改正では「交
る場合とされていた。今回の改正では「交
る場合とされていた。今回の改正でよう
が
この流れに沿うよう

略化し、 は 性は存しないが、 認定の基本であり、 の流 らみて「密接な関係 拠点を連絡し、 から法七四条の大臣認可申 な関係が説明できれば十分であるとの考え 必要性はないものと判断し、 そこまで厳密に行わなければならない程の ントを充足しているか否かを測定すること 定要件を充足することとなる。 主要地と主要地 にその法定要件が列記されているように、 れば足りるよう改正を行ったものである。 任意の地点で平均日交通量の一〇パーセ 認定理由 相当の作業と経費を要することであり、 れに沿って路線を認定することが路 拠点間の平均日交通量のみを記載 交通量等から拠点間の密接 拠点間に交通 実務上起終点間日交通量 主要地と主 この原則を改める必要 がある場合にその認 請書の様式も簡 拠点相互の関 の流 要 〈港等拠 従って交通 れの 面

② 三、網値について

ものであること」と改正し、いわゆる網値をは、社会的条件及び自然的条件等から適切なを有することを標準とする。……」とあったを有することを標準とする。……」とあったを病の間隔は、国道及び都道府県道で囲まれる網の間隔は、国道及び都道府県道で囲まれる網の間隔は、国道及び都道府県道で囲まれる網の間隔は、国道及び都道府県道で囲まれる網の間隔は、国道及び都道府県道で囲まれる網のであること」と改正し、いわゆる網値を

廃止した。

決定したものが認定基準の網値である。 網値の設定については第三回日本道路会議 の論文集にある「道路網間隔に対する一考察」 という今井勇氏の論文を参考としており、一 つの道路網にかこまれた中にいる人々がその 当時の道路網から実験的に導き出した数値か ら標準的な交通仕事量を求め、段階的に分け た人口密度がそれに適応するように網間隔を た人口密度がそれに適応するように網間隔を から標準的な交通仕事量を求め、段階的に分け に入口密度がそれに適応するように網間隔を 大口密度がそれに適応するように網間隔を 大口密度がそれに適応するように網間隔を 大口密度がそれに適応するように網間隔を 大口密度がそれに適応するように網間隔を

た。

てきたものと評価できる基準であった。は綱間隔はせまく、低い過疎地域ではあらくは綱間隔はせまく、低い過疎地域ではあらくと、全国的にみて均一な交通サービスを提供し、全国的にみて均一な交通サービスを提供し、全国的にみで均一な交通サービスを提供をる。人口密度を判別する指標として有効に機能し、地方的幹線道路網の適性配置に寄与してきたものと評価できる基準であった。

極分散型国土の形成を図り農山村の振興、定新たな網値の設定が必要であった。一方、多れる等新規路線認定はほぼ限界にきており、れる等新規路線認定はほぼ限界にきており、といしながら、昭和二九年の認定基準策定しかしながら、昭和二九年の認定基準策定

は一定の修正を加える必要性も指摘されてい過疎の現状を追認するような網値のあり方に道路行政としても強く要請されている今日、住化の促進、地域の活性化に寄与することが

勘案し、 の他の例えば経済的条件等諸条件を総合的に 山地の状況等が想定されるところであり、そ 指定の状況等、 人口、 然的条件等から適切なものであること」とい かつ現実対応可能な網値の設定は困難であっ の検討を行ったが、理論的統一性が確保され、 地域での新規路線認定を可能とする方策等種 以上に対応した新たな網値の設定による過密 どまらず八口密度の低い地域に対応した新た の裁量に委ねられるところ大である。 という趣旨であり、 う表現に改めることとした。社会的条件とは、 論として「網の間隔は、 た。このため網値は廃止することとし、 な網値の設定、逆に人口密度四○○○人/㎞ 以上を踏まえ、単なる網値の時点修正にと 土地利用状況、産業の配置状況、 適正な間隔を有することが望ましい また自然的条件とは河川、 認定権者の都道府県知事 社会的条件及び、自 用途 般

なる河川、深い渓谷等の注書はすべて廃止し値計算を除外する場合の高峻な山脈、河幅大以上、網値の廃止により、従来の基準で網

こととなるものと考えている。のかなり大幅な簡素化、省力化が実現されるのかなり大幅な簡素化、省力化が実現されるのかなり大幅な簡素化、省力化が実現されるに、これにより法七四条の大臣認可申請事務が、というに関連して法七四条の添付書類中、

一海上渡航の路線については、従来の基準では都道府県営の渡船が実施中又は計画中のもいて認定できることとされているが、人や貨物の流れが拠点間で認められれば必ずしも公営渡船の運航の要件は必要なくなってきたと考えられ、一般国道の昇格等においてきたと考えられ、一般国道の昇格等においても海上ルートは公営フェリーの運航を要件としていないこと等を考慮し、今回の改正ではしていないこと等を考慮し、今回の改正では

(2) 第二、主要港等の基準について

た。

① 主要停車場の基準についてであるがこれも

② 主要停車場の基準についてであるがこれも

数値廃止の一つである。従来の基準が年間四

の取扱量を要件としていたことについて調べ

てみると昭和二七年~二八年当時の鉄道貨物

輸送トン数及び鉄道輸送人員を全国の駅の数

で乗じた平均値を採用したのではないかと推

でまじた平均値を採用したのではないかと推

で乗じた平均値を採用したのではないかと推

で乗じた平均値を採用したのではないかと推

備地区を追加し、早い段階からアクセス道路 ゾート法上の位置付けが明確になった重点整 市公園、及び総合保養地域整備法いわゆるリ 三万人以上という要件をなくし、従来から都 りかなり大幅な改正を行った。年間観光客数 付け、 について都道府県道として支援できようにし 道府県から要望の強かった国営公園、広域都 場であるか否かを判断できることとした。 要停車場であることの判断の要素のひとつと これらの数値基準は廃止し、乗降客数等は主 判断することは必ずしも実情に合致するとは の位置付け、地域における当該停車場の位置 言えなくなってきていると考えられたので、 主要な観光地の基準についてもこれまでよ 将来予測等総合的に判断し、主要停車

2

りるようにした。 (つづく) りるようにした。 (つづく) は期書の様式を一部変更し、乗降客数及び地説明書の様式を一部変更し、乗降客数及び地説明書の様式を一部変更し、乗降客数及び地説明書の様式を一部変更し、乗降客数及び地であること

道路占用Q&A (第6回) 第36条、第37条関係

法第三十四条、法第三十五条、 第三十六条、法第三十七条の概略 法

関する規定である。 道路の占用の特例、 気、ガス事業等のための占用の特例、 調整のための条件、 ついて簡単に解説する 十七条は道路の占用の禁止又は制限区域等に 法第三十四条は、 占用許可に付する工事の 法第三十五条は国の行う 今回は、 法第三十六条は水道、 これらの規定に 法第三 電

法第三十四条の意義

(法第三十四条関係)

要な条件を付することができることを定める。 他の占用工事、 本条は、 道路管理者は、 道路工事等との調整のため必 占用 の許可に際し、

> 工事、 道路の占用は、 般的な規定がある。 許可等の条件については、 り、道路の機能を確保することとした。なお い支障を及ぼすおそれがあるので、 任すれば道路を不経済に損傷し、交通に著し にあっては、このおそれが大きく、これを放 及ぼすおそれがあるが、特に工事を伴う占用 道路工事等との間に合理的な調整を図 道路の構造又は交通に支障を 法第八十七条に一 他の占用

Q 51 用に対して、 法第三十五条に基づく国等の行う占 法第三十四条は適用され る

三十二条の許可の場合にのみ適用される。 議に際し、 しかし、 適用されない。 国等の行う占用についても、 同様の相互調整の運用がなさ 法第三十四条は、 法第 協

れるべきである。

「相互調整」の意義 (法第三十四条関係)

=

理者は、 ある。 例えば、 び公益事業者により道路管理者に提出される 必要があるときは夜間作業とするとともに、 事その他の道路の掘り返しを伴う占用工事に を調整することなどである。 路工事を同時に施行できるように工事の時期 係公益事業者等からなる 地下埋設工事等の計画に係る工事の施行時 する対策要綱」(末尾参照) により、 るべく同時に施工せしめるよう措置すべきで 道路の同一区間における地下埋設工事等はな に係る道路の占用に関する工事、 請に係る道路の占用に関する工事と他の申請 及び施行方法について、 り返しの規制及びこれによる事故の防止に関 ついては、 て施行時期及び施工方法等を対象に行われる。 公益事業者に提示される道路工事等の 者の道路の占用、 法第三十四条に基づく相互調整は、 また、「地下埋設工事による道路の掘 当該占用工事と他の占用工事又は道 各年度において道路管理者より関 道路交通に支障のない時期を選び、 道路に関する工事につい 関係道路関係者、 「地方連絡協議会」 特に地下埋設工 他の道路占 道路 当該. 計 画 関 期 管 係

ないものとされている。ののほか、これに基づいて行わなければならめのほか、これに基づいて行わなければならおり、地下埋設工事等の計画を決定するとされての地下埋設工事等の計画を決定するとされている。

適切な措置を講じ得ることとしている。ついて、道路管理者の合理的な判断に基づく書を提出させることとし、工事の調整などに書に対し、あらかじめ道路管理者に工事計画なお、法第三十六条第一項では、公益事業

四 「条件」の意義

(法第三十四条関係)

を聞かなければならないとされる。 ととなる場合のあることはもちろんである。この条件は相互調整のため必要かつ十分な。この条件は相互調整のため必要かつ十分な、大学三十四条の場合にも妥当する。 また、一般的な条件の基準(法第八十七条第また、一般的な条件の基準(法第八十七条第また、一般的な条件を付すことによって、道路占用許可を受けた者の権利、利益を制限することとなる場合のあることから、申請者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。このため、条件を付するときは、がならない。このため、条件を付するときは、はならない。このため、条件を付するときは、は必要ないとから、申請者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならないとされる。

〇52 意見聴取手続を欠く条件の付与は有

A 意見聴取手続は、申請者の利益を保護

Q53 意見の聴取は、口頭によるのか、書

A 口頭によることを原則とするが書面に

Q4 相手が正当な理由なく意見聴取に応

、 意見なしとも考えられ、手続を省略す

「条件」の限界

五

Ļ,

を比較検討すべきこととなる。者の地位並びに付款たる条件の目的及び態様考慮するとこれらの処分によって得た被処分

六 法第三十五条の意義

(法第三十五条関係)

本条は国等の行う道路の占用について、「許可制度」ではなく「協議制度」をとり、その占用及び占用料に関する基準を政令で定めることとしたものである。これは、道路の占用を国等が行う場合には、道路管理者の単・独処分である「許可」にかからしめることはは国の利害関係が大きく、かつ、全国にわたる性格のものであるから、そのための道路の占用については、特に政令で一律に基準をさせ格のものであるから、そのための道路の方用については、特に政令で一律に基準をであることとしたものである。ただし、この政令は、現在までのところ制定されていな本条は国等の行う道路の占用について、

文えないか の 法第三十五条に基づく政令が制定されるまでの間は、都道府県、市町村におれて協議事項の基準を条例等で定め、これに基づき占用料の徴収等を行って差しれた基づの間は、都道府県、市町村において

Α

差し支えない。

意義(法第三十五条関係) 七 「郵便その他国の行う事業」の

関係で国とみなされている。 絡橋公団法、 日本鉄道建設公団法、 は、 もって行われるかを問わず、また、「事業」 理が一般会計をもって行われるか特別会計を 建設公団、 企業的性格を有するものに限らない。な 国に準ずる性格のものとして、 「郵便その他国の行う事業」とは、 本州四国連絡橋公団は、それぞれ 同施行令により、 同施行令、本州四国連 道路の占用の 日本鉄道 その経

Q56 日本道路公団、首都高速道路公団、 はるべきか、法第三十五条の協議によ によるべきか、法第三十五条の協議によ によるべきか、法第三十五条の協議によ

べきか、法第三十五条の協議によるべきない。 お道府県又は市町村が、高架の道路の路面下に公園を設けようとする場合、の路面下に公園を設けようとする場合、るべきである。

A 法第三十二条の道路の占用の許可によ

Q58 都道府県警察が、道路に交番を設け おうとする場合、法第三十二条の道路の はうとする場合、法第三十二条の道路の

るべきである。 A 法第三十二条の道路の占用の許可によ

「協議」の意義

Л

(法第三十五条関係)

ではない。
は、成立することを要する。すなわち、活文上は「協議すれば足りる」となっている話、この協議は、許可に代わるものであり、が、この協議は、許可に代わるものであり、法文上は「協議すれば足りる」となっている

用負担等も協議の内容に含まれる。 また、協議事項も道路の占用の許可事項と を号の事項はもちろん、法第三十二条第二項 料も協議の対象になる。そして、いわゆる付料も協議の対象になる。そして、いわゆる付料を協議の対象になる。そして、いわゆる付料を協議事項も道路の占用の許可事項と

回復)、第六十二条(道路の占用に関する工各件)、法第三十八条(道路管理者の道路のなお、法第三十四条(工事の調整のための

当するので、協議の際に援用し、協議事項と別定の趣旨は、協議による占用についても妥督処分)等の規定それ自体は、直接には、こいなの協議については適用されないが、これらの事の費用)、第七十一条(道路管理者等の監事の費用)

変更するには、どうするのか
Q5 協議が成立した後に、協議の内容を

して内容を明らかにしておくべきである。

A 変更についても協議することを要する。協議に特別の定めがある場合又は新たな店的に相互の法律関係を変更することはできない。また、その変更が、占用物件で新たに道路の構造又は交通に支障を及に新たに道路の構造又は交通に支障を及に新たに道路の構造又は変通に支障を及に新たに道路の構造又は変更する。とはできない(法第四十一条参照)、改めて協議による場合を除き、道路管理者が一なされ(法第四十一条参照)、改めて協議になる場合を映画するとを要する。

Q60 法第三十五条の協議により、道路の

条第一項又は第三項の規定の適用を受け者長との協議は、当該占用が法第三十二四ることが望ましい。すなわち、法第三四。からかじめ警察署長に連絡し、調整を

することが望ましい。かんがみ、協議の場合も同様な取扱いをる場合に限られるが、この制度の趣旨に

九 法第三十六条の意義

(法第三十六条関係)

?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?\$?

うにした 造の保全等に関する適切な措置を講じ得るよ 事の調整 画書を提出させ、一定の準備期間を設け、工 供する鉄道、ガス管、電柱又は電線を設けよ 事業者が道路に、水管、下水管、公衆の用に て道路管理者の合理的な判断に基づく道路構 行わずに、あらかじめ、道路管理者に工事計 うとする場合には、 ぼす影響が大きいことにかんがみ、これらの による道路の占用が道路の構造又は交通に及 したものである。第一項では、これらの事業 する事業の道路の占用についての特例を規定 の公益性を有し、かつ、道路を最も多く占用 ガス事業、 本条は、水道事業、下水道事業、鉄道事業 (法第三十四条参照) その他につい 電気事業、 突然、 第一種電気通信事業等 道路占用の申請

計画書に係る工事、又は計画書の提出が不要いので、これらの事業者が、第一項の工事の衆の生活と密接な関連を有し、公益性が大きまた、第二項では、これらの事業が一般公

Q61 水管、ガス管、電柱、電線などの設

こ 法第三十六条が適用されるのは、水道 事業法、電気通信事業法、鉄道事業法、電気 事業法、電気通信事業法の規定に基づく ものに限られる。従って、水管、ガス管、 電柱、電線等の設置であっても、これら の法律に基づかない自家用の水管、電気 事業のための水管などについては、適用 されない。

については、法第三十六条第二項と同様イプライン(石油パイプライン事業法第三十五条第二項)、自動車道(道路運送三十五条第二項)、自動車道(道路運送三十五条第二項)、自動車道(道路運送が、鉱業法第六十四条、第七十五条)、鉱物の掘

R)。 又は、同趣旨の規定がある(参照条文参

Q62 工事の計画書には、どのようなこと

期間、道路復旧の方法等がある。 地設の名称及び構造、工事実施の方法、 が、その記載すべき事項としては、道路 が、その記載すべき事項としては、道路 ではいうまでもない

十)法第三十六条関係)十)法第三十六条第一項但書の意義

法第三十六条第一項但書は、一定の工事については計画書の提出を要しない特例を定めている。すなわち、災害に因る復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事」とは、単に事業者の側からの一要する工事」とは、単に事業者の側からの一切が、客観的に見て緊急性を意味するものではなく、客観的に見て緊急性を心要とする工事でく、客観的に見て緊急性を心要とする工事でなければならない。また、「政令で定める軽易な工事」については、令第十八条が定めてある工事」については、令第十八条が定めている。

「許可を与えなければならな い」の意義(法第三十六条関係)

画書に基づく占用であっても、 る 1: れる場所であること」(令第十一条、 な場所がなく、 条)という要件が含まれているので、工事計 与えなければならない。 三十三条の許可基準に適合する限り、許可を 計画書に基づく道路の占用については、 また、 かどうかの認定は、道路管理者が行う。 余地がなく、公益上やむを得ないものであ 道路管理者は、 「道路の敷地外に、当該場所に代る適当 法第三十七条第一項の規定により道 公益上やむを得ないと認めら あらかじめ提出された工事 しかし、この基準に 道路の敷地外 第十二

収容し、 関する特別措置法第四条)。 はならないとされている(共同溝の整備等に 溝整備道路については、 合には、 路の占用の禁止又は制限区域が指定された場 車道の部分の地下の占用は許可して 禁止又は制限が優先するほか、 原則として共同溝に 共同

Q 63 八十七条の規定により道路の構造保全 事の調整のための条件を付し、 与えなければならない場合であっても、 |路管理者が法第三十四条に規定する工 法第三十六条第二項により、 又は法第 許可を

> することは可能 交通の危険防止等のため必要な条件を付

件等の設置を不可能にするような条件を 付することは許されない。 可能である。 しかしながら実質的に物

うとするときは、あらかじめ、 ことについての審査請求又は異議申立て なっている(電気事業法第六十五条第五 大臣に協議しなければならないことに に対して、 する電線路を設置するため道路を占用し ようとする場合において、法第八十七条 また、 項の規定により許可に条件を付した 電気事業者が電気事業の用に供 建設大臣が裁決又は決定しよ 通商産業

Q 64 長との協議は必要か 法第三十二条第五項の規定による警察署 与えなければならない場合であっても、 法第三十六条第二項により、 許可を

項第二号)。

Α 必要である。

十二 法第三十七条の意義

(法第三十七条関係)

定の基準を設けて、 かの支障を及ぼすものであるから、 道路の占用は、 道路の構造又は交通に、 道路の占用が道路本来の 法は一 何

6

当ではないので、「区域を指定して」制限 平な行政の運営を阻害することともなって妥 であり、 画 慮して、 が著しく狭い道路について車両の能率的な運 わち、 可又は協議の際にこれを処理することは、 又は制限する場合には、当該道路の事情を考 ができるとしたのが本条の規定である。 行を図るために一般的に道路の占用を禁止し、 おける道路の占用を禁止、 ある場合もある。このために、一定の区域に その区域全体について一律に制限する必要が によっては、機能確保を図ることができずに、 が阻害され、 は交通事情から一定区域の車両の円滑な交通 保を図っているが、ある特定の道路の構造又 目的たる一般交通を阻害するものであるとき 許可を認めることとし、 は道路管理者の不許可処分又は条件を付した 一的に占用を禁止又は制限することが適当 交通が著しくふくそうする道路や幅員 個々の占用物件について、 同一の占用物件については、 占用許可制度による個別の対応 道路本来の機能の確 又は制限すること 占用の許 統一的 すな す

その対象となる占用物件、 は、 定する必要があり、 により、 ることとした。従って、法第三十七条の規定 その必要性を十分考慮してその区域を指 道路の占用の禁止又は制限する場合 また、 制限する場合には 占用の場所、 構造

である。といった制限の態様を明確にすることが必要

道路」の意義(法第三十七条関係)十三 「交通が著しくふくそうする

自動車、軌道、自転車、通行人等が、こみあい、交通の円滑が阻害される道路、実際のある。「著しく」とは「通常の程度を超えて」の意である。このような状態にあるか否かは、の意である。このような状態にあるか否かは、 管理者がこの判断に委ねられているが、道路管理者の判断に委ねられているが、道路

意義(法第三十七条関係)十四(幅員が著しく狭い道路」の

路管理者に委ねられている。
て、相対的に定まる。このような判断も、道であるか否か等、道路の通行量、構造等によっであるか否か等、道路の通行量、構造等によっ一概に言うことはできず、自動車が曲行するとの程度の幅員を有する道路を指すかは、

A 例えば、自動車の通行する道路である体的にどのようなものか 「幅員が著しく狭い道路」とは、具

ると思われる。
「ような道路などは、該当する場合があ質上一車線としての効用しか発揮できなはあっても歩車道の区別がないために実

のに一車線の幅員しかない道路、二車線

ために特に必要がある」の意義十五 「車両の能率的な運行を図る

直路における車両の能率的な運行を図ることは、どの道路でも当然必要なことであるが、とは、どの道路で種類、その果たす機能、そのが、その道路の種類、その果たす機能、その間囲の交通の事情等を考慮して客観的にこれを判断しなければならない。

十六 「禁止」、「制限」の意義

り許可される通常の占用はもちろんのこと、り、法第三十二条及び第三十三条の規定によの対象となる占用は、道路の占用すべてであとは、一部禁止の意味である。禁止又は制限とは、全面的禁止をいう。「制限」

溝の整備等に関する特別措置法第四条)。

業による占用であっても、禁止又は制限するのについては許可しなければならない公益事十六条の規定により一定の用件を具備したもれる国の行う道路の占用であっても、法第三法第三十五条の規定により協議によってなさ

Q66 制限の具体例には、どのようなもの

ことができる。

A 電線、ガス管、水管、下水道管のよう 車道部分の地下占用が禁止される(共同 構造の保全上及び道路交通上著しい支障 がひんぱんに行われることにより道路の の掘さくに伴う道路の占用に関する工事 る。 びたび行う地下占用を禁止するなどであ 占用を禁止するとか、路面の掘さくをた 禁止するとか、露店や電柱のような地上 な公益事業に係る一定の占用物件以外は 用物件の維持修繕等一定の場合を除き、 て指定した道路)については、 を生ずるおそれがあると建設大臣が認め そうすることが予想される道路で、路面 くふくそうしている道路又は著しくふく なお、共同溝整備道路 (交通が著し 既設の占

「警察署長との協議」 法第三十七条関係 の意義

十七

議しなければならないとしている。 管理者が、 があるので、 あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協 を指定し、又は解除しようとする場合には 道路管理権と交通警察権との調整を図る必要 基づく道路の占用の禁止又は制限についても、 通警察の観点からの道路使用という規制が加 規制がある一方、 う道路法の規定による道路管理の観点からの えられている。そこで法第三十七条の規定に 道 路 の使用関係については、 道路の占用の禁止、 法第三十七条第二項では、 道路交通法の規定による交 制限する区域 道路占用とい 道路

とするかが問題となろう。 て車両の能率的な運行を図るための必要性が 迪 しようとする理由及び区域である。この 限しようとする理由及び区域又は指定を解除)理由との関連でいかなる区域をもって対象 (体的に協議され、 協議の内容は、占用を禁止し、若しくは制 については、 道路の状況との関連におい 「区域」についても、 一理 7

見の合致が必要か るためには、 法第三十七条第二項の協議が成立す 道路管理者と警察署長の意

> Α 第七十七条第一項の規定による警察署長 その禁止、 占用を禁止し、又は制限した場合には の道路使用許可も禁止されると解される。 拘束され、 うことができない。また、 占用の禁止又は制限する区域の指定を行 た場合には、 致しない場合は、 必要である。 制限の範囲内に、 協議に基づいて道路管理者が 警察署長も、 従って、 道路管理者は、 両者の意見が 協議が成立し 協議の内容に 道路交通法 道路の

十八 「公売」 の意義 法第三十七条関係

ので、 の旨を公示しなければならないとしている。 を指定しようとする場合は、 管理者が、 第三者に不測の損害をもたらすおそれがある 用の許可申請又は協議の手続がとられたり、 用の禁止又は制限を知らないために無駄な占 占用の禁止又は制限が不意に行われると、 法第三十七条第一項の規定により、 法第三十七条第三項の規定では、 公示がない場合でも、 道路の占用の禁止又は制限の区域 あらかじめ、 道路の占用の 道路 道路 z 占 0

А 発生しない。 公示に道路の占用の禁止

禁止又は制限の区域の指定の効力は生じ

6 又は制限区域の指定の効力がかからしめ の指定の効力が発生する。 れており、 公示によってはじめて、 そ

Q 69 様等を明確に表示しなければならない。 にその対象とする占用物件、 期 る 間 が、 条文上は、 公示の方法は、 公示の内容はどのようなもの 制限 禁止又は制限する理由、 する場合にあっては、 「その旨」と定められてい 何 制限の態 区域、 さら

示し、 該区域を示した図面等を関係事務所にお が道路管理者であるときは官報により告 とることが望ましい。 しめる必要があるので、 なお、できるだけ一般公衆に周知徹底せ えば公報など)により公示すべきである。 て 法は、 その他の場合は、 般の縦覧に供する等適当な措置を 特にふれていないが、 公示に併せて当 地方公布式 建設大臣

 $\widehat{\widehat{Y}}$ \widehat{S}

参照条文

○道路法

(工事の調整のための条件)

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路で不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用とは、道路で理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 郵便その他国の行う事業のための道路の占用第三十五条 郵便その他国の行う事業のための道路の占用第三十五条 郵便その他国の行う事業のための道路の占用第二項各号に掲げる事項及び第三中九条に規定する占用料に関する事項については、政令でそのに規定する占用料に関する事項については、政令でその場合に対している。

第三十六条 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号)、 限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一 に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定す 項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合に る第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法 に限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管又 水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するもの 九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、 道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法 水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下 十九年法律第百七十号)又は電気通信事業法(昭和五十 (昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三 (水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例) (昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄

おいては、これらの工事を実施しようとする日の一月前まいては、これらの工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。 道路管理者は、前項の計画書に基く工事(前項但書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用ときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可ときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可ときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可ときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可とさば、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可とさば、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可とさば、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可といる。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路の占用を禁止し、又は制限すらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限すらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

- は間限の区域の指定を解除しようとする場合においても、以は制限する区域を指定しようとする場合においては、いて協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限する区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限では、当該道路の占用を禁止し、以は制限の区域の指定を解除しようとする場合においては、
- ては、あらかじめその旨を公示しなければならない。止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においる 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁

(許可等の条件)

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を第八十七条 建設大臣及び道路管理者は、この法律の規定によってする許可、認可又は承認には、第三十四条又は構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通等四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の第四十七条 建設大臣及び道路管理者は、この法律の規定

ければならない。

受けた者に不当な義務を課することとならないものでな

○道路法施行令

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

に関する工事とする。
第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定め
第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定め
第一八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定め
第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定め

○日本鉄道建設公団法

(他の法令の準用)

らの法令を準用する。 及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これるとの法令を準用する。

○日本鉄道建設公団法施行令

(他の法令の準用)

とみなして、これらの規定を準用する。

〔国等の行う道路の占用の特例〕四 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十五条

○本州四国連絡橋公団法

(他の法令の準用)

らの法令を準用する。 及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これるというでは、政令で定め

○本州四国連絡橋公団法施行令

(他の法令の準用)

とみなして、これらの規定を準用する。

(助成措置)

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置 第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に 資金の融通又はあつせんに努めなければならない。 する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な れぞれ道路法第三十三条又は都市公園法第七条の規定に れこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。 者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞ 基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理 用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそ 年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占 供するために、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一

○石油パイプライン事業法 (道路の占用の特例)

第三十五条 建設大臣は、第五条第一項又は第八条第一項 油パイプライン事業の用に供する導管が道路(道路法 の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る石 道路管理者の意見をきかなければならない。 下同じ。)に設置されるものであるときは、あらかじめ、 (昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。以

2 道路管理者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可 路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請 で定める基準に適合するときは、その許可を与えなけれ て、道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による道 を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管につい に係る道路の占用が同法第三十三条の規定に基づく政令

する工事又は政令で定める軽徴な工事については、この 当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければ ならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要 するときは、その工事をしようとする日の一月前までに、 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けようと

(道路等に接続する一般自動車道の造設)

第七十四条 自動車道事業者は、道路法による道路、河川 して一般自動車道を造設することができる。 川又は運河に接続し、若しくは近接し、又はこれを横断 又は運河の管理者の許可を受けて道路法による道路、河 前項の管理者は、当該公共物の効用を妨げない限り、

(専用自動車道)

これを許可しなければならない。

第七十五条 専用自動車道には、第五十条から第六十条ま 三条及び前条の規定を準用する。この場合において、こ れらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、 で、第六十三条、第六十七条から第七十条まで、第七十 |運輸大臣」と読み替えるものとする。

○鉱業法

(掘採の制限)

第六十四条 鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河 庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該 港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排 を拒むことができない。 管理庁又は管理人は、正当な理由がなければ、その承諾 の規定によつて許可又は許可を受けた場合を除き、管理 トル以内の場所において鉱物を掘採するには、他の法令 公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メー 水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の

○共同溝の整備等に関する特別措置法 (共同溝整備道路における許可等の制限)

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整 備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道 各号に掲げる場合は、この限りでない。 条の規定による協議に応じてはならない。ただし、次の の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若 しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五

とのできない理由により共同溝が建設されない場合に 次条第二項の規定による申出をした者の責に帰すこ

> 繕又は災害復旧を行なう場合 係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、 おいて、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に 修

- 二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上 び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合 少ないと認めて建設大臣が指定するものを設置し、及 構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の
- 三 共同溝整備道路の指定の目前になされた道路法第三 れる工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧 十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規 を行なう場合 定による許可又は協議に基づき設置された又は設置さ
- 及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう 同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、 に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝

○電気事業法

(公共用の土地の使用)

第六十五条

- 5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、通商産業大臣 に協議しなければならない。
- 一 電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置す 定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は 予定地〕第二項において準用する場合を含む。)の規 審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしよ より許可若しくは承認に条件を附したことについての 同法第八十七条〔許可等の条件〕第一項(同法第九十 九条〔占用料の徴収〕第一項(同法第九十一条〔道路 ものを占用しようとする場合において、道路法第三十 しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべき るため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若 一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に

○地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制 及びこれによる事故の防止に関する対策要綱 (昭和四五年一〇月五日事務次官等会議申合せ)

らびに事故の防止を図ることを目的とする。 とにより、道路の構造の保全および円滑な交通の確保な 合理化および地下埋設工事等の施行方法の改善を図るこ 等についての規制の強化、地下埋設物の道路占用方式の かんがみ、関係機関の緊密な連絡の下に、地下埋設工事 損傷が著しく、事故が多発かつ大規模化している現状に という。)による道路交通の障害および道路の不経済な 道路の掘り返しを伴う占用工事 (以下 「地下埋設工事等」 この対策要綱は、最近における地下埋設工事その他の

- 事および地下埋設工事等の施行時期および施行方法に ついて合理的な調整を図る。 地下埋設工事等を計画的に行なわせるため、道路工
- 方法の改善を図る。 損傷を最小限にとどめるため、地下埋設工事等の施行 地下埋設工事等による道路交通の障害および道路の
- 三 地下埋設工事等による事故を未然に防止するため、 地下埋設工事等の施行方法の改善を図るとともに、事 故発生の際における通報体制等を確立する。 道路の掘り返しの規制および事故の防止に関する対

策として、共同溝の建設の推進を図る。

連絡協議会の設置

中央連絡協議会

- ため、建設省に中央連絡協議会を置く。 び事故の防止に関する対策について連絡協議する 第二の方針に基づく道路の掘り返しの規制およ
- 中央連絡協議会の委員は、次のとおりとする。 建設省都市局長 建設省計画局長 建設省道路局長

警察庁刑事局保安部長 建設省住宅局長

> 労働省労働基準局長 郵政大臣官房電気通信監理官 自治省財政局長 運輸省鉄道監督局長 通商産業省公益事業局長 通商産業省企業局長 厚生省環境衛生局長 警察庁交通局長

地方連絡協議会

(2)

- 整ならびに事故の防止に関する対策について連絡 び地下埋設工事等の施行時期および施行方法の調 協議するため、一定の地域を単位として、地方連 絡協議会を置く。 第二の一および三の方針に基づく道路工事およ
- 関係道路管理者

建築に関する関係特定行政庁

関係公安委員会または警察署長

道路工事および地下埋設工事等の施行時期等の調整 各年度毎の施行時期および施行方法についての合理 関係者の緊密な連絡の下に、各種地下埋設工事等の る長期計画を策定するものとし、この計画に基づき、 期計画との整合性を考慮した地下埋設工事等に関す 道、鉄道、ガス、電気、電気通信等の公益事業者)

示するものとする。 年度に行なう道路工事の計画を関係公益事業者に提 道路管理者は、毎年度、当該年度の開始前に当該

年度に行なう地下埋設工事等の計画を道路管理者に 公益事業者は、毎年度、当該年度の開始前に当該

⑴、⑵および⑶の計画の対象となる道路は、国道

- 地方連絡協議会の委員は、次のとおりとする。

関係労働基準局長または労働基準監督署長 関係消防長または消防署長

関係公益事業者(水道、工業用水道、下水道、軌

- 的な調整を行なうものとする。 地方連絡協議会においては、道路工事に関する長
- 提出するものとする。

- が、その他の道路についても、大規模な掘削を伴う および主要幹線街路のうち交通量が多いものとする 工事が予定されるものは、これに含まれるものとする。 道路管理者は、②および③の計画に係る工事の施
- 埋設工事等の計画を決定するものとする。 ⑤の地下埋設工事等の計画を変更する必要が生じ

はかったうえ、所要の調整を加え、当該年度の地下 行時期および施行方法について、地方連絡協議会に

- (5または(6)により決定された計画に基づいて行なわ の変更を加えるものとする。 たときは、当該年度の途中において再検討し、所要 地下埋設工事等は、特別の事情によるもののほか、
- 事故防止対策の協議

なければならないものとする。

ものとする。 事故を防止するため、次の事項について協議を行なう 地方連絡協議会においては、地下埋設工事等による

- 埋設物件の防護方法 等の措置および掘削により露出することとなる地下 当該工事の施行に伴う既存の地下埋設物件の移設
- 理者の立会い、巡視および点検の方法 当該工事の施行に伴い必要となる関係公益物件管
- よび工事現場附近の住民に対する警報体制 事故発生の際における関係者に対する通報体制お
- 占用関係図面の整備 その他事故の防止に関し必要な事項

より、地下埋設物に関する図面を作成し、道路管理者 に提出するものとし、道路管理者は、当該図面により 関係公益事業者は、道路管理者の指示するところに

によるほか、大阪ガス爆発事故対策連絡本部が決定し ガス導管に係る地下埋設工事等については、本要綱 道路台帳を整備するものとする。

議申合せ)は、廃止する。 する対策要綱」(昭和三三年六月一二日事務次官等会 「地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制に関

たところによる。

交通需要マネジメント(TDM) シンポジウム

建設省道路局企画課道路経済調查室

1

考え方が定着してきつつある。 によって行う交通需要マネジメント(TDM)の 交通混雑の緩和を交通の「需要」を調整すること 容量の拡大策に加え、都市又は地域レベルの道路 図るため、 近年、交通混雑を緩和し、 道路ネットワークの整備等による交通 道路交通の円滑化を

3

H

が数多く見受けられるところであるが、日本にお に米国においては、具体的な施策として適用事例 ころである。 いては施策として定着するにはいたっていないと TDMは、 欧米において調査・研究が進み、 特

Mへの取組み、 組等を踏まえつつ、TDMの日本への普及・定着 このため、本シンポジウムでは、 日本における先進的なTDMの取 欧米 での TD

の方向を展望するものである

2 テーマ

「日本におけるTDMの実施に向けて」

九月六日火

一三:三〇~一七:〇〇

場

経団連ホール(東京都千代田区大手町一―九―

5 主 催

兀

経団連会館14F)

都道府県渋滞対策協議会

6 後

都高速道路公団、 建設省、 警察庁、 財道路経済研究所, 経済団体連合会、 運輸省、 日本道路公団、 財計量計画研究 日本商工 首

> 会、 所 社全国乗用自動車連合会、 財全日本交通安全協会、 (社)日本 社全日本ト 、ス協

プログラム

ラック協会

7

○基調講演

太田 -交通需要マネジメントの展開に 勝敏 東京大学工学部教授

向けてー

○パネルディスカッション ―日本におけるTDMの実施に向け

コーディネーター

岡野 行秀 東京大学名誉教授

パネリスト

太田 岩越 和紀 J A F 東京大学工学部教授 MATE編集長

邦道 日本大学理工学部教授

藤原まり子 ㈱博報堂生活総合研究所 新東京国際空港公団理事

昌史

客員研究員

山 出 保 金沢市長

山 根 孟 財道路経済研究所理事

ます。 は諸外国の事例も幅広く紹介され

※なお、

当日



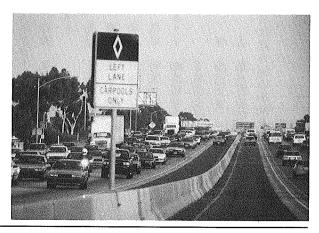
▶パーク・アンド・ライド施設 (カリフォルニア州)



◀夕方、パーク・アンド・ライド施設に到着したバスから降りる通勤者 (カリフォルニア州)



■パーク・アンド・ライド施設に駐車してあるバンプール用車両 (カリフォルニア州)



▶多乗員車専用車線 (カリフォルニア州)



◀自転車専用走路 (カリフォルニア州)



▶鉄道車両の一部には自転車がその まま乗り込めるスペースを設置し ている (コペンハーゲン)



■メインストリートはゾーン境界線となっており、バス、路面電車が主体の交通システムとなっている (イエテボリ (スウェーデン))

奈良の道歴史紀行・ 過去から未来へ

亨 奈良県土木部道路維持課長



海峡大橋の建設などが進められ 文化学術研究都市の整備、 わが国初の二四時間世界に開 ビッグプロジェクトが進行して れた関西国際空港を始め、 九月四日に開港され

と、「日本文化の発信基地づく 路整備課長様より紹介されてい 号本シリーズで京都府の浦田道 歴史街道構想については、 体化に向けて官民一体となって 諸事業に着手されつつあります。 道構想が発案され、 改めて簡単に申します 今日その具

京都 ひょうご シンボルルー 平安~ 室町時代ゾーン 鳥떘 8野・熊野詣ル-歴史街道構想

古代史ゾーン

本町内)に本年六月、 まいりますと、弥生時代の唐 日本史の教科書を思い出してい ただきたいと思います。 まず、タイムリーな話題 これからしばらく学生時代の (現在の磯城郡田原 土器に描

内外の人々が日本の歴史を楽し 紹介いたします。 そして未来に続く奈良県の道を 者秘境ルートを担当しています。 時代ゾーン、サブルートの修験 できることを目的としています。 て整備し、この街道を訪れる国 日本史の舞台を一つの街道とし り」、「歴史文化を活かした地域 ンルートの古代史ゾーンと奈良 づくり」をポイントに、伊勢、 ートを中心に、過去から現代 今回は、それぞれのゾーン、 このなかで、奈良県は、 しかも比較的短時間で体験 「新しい余暇ゾー 京都、大阪、神戸という

唐古・鍵遺跡 復元された楼閣

先年、 て建てられたかを思うと興味が の楼閣をこのたび復元したもの の話題となったものでした。そ 見され、 持った楼閣が描かれた土器が発 掘調査が行われていませんが、 に範囲が広すぎてまだ十分に発 登呂遺跡とともに弥生時代の代 表的遺跡として有名で、 高さ一二・五mの巨大な建 唐古・ 千数百年前どのようにし 邪馬台国をめぐる一つ の飾りのある屋根を 鍵遺跡は、 静岡県の あまり

ができます。の大規模な発掘のきっかけにの大規模な発掘のきっかけにの工事に伴うものであったとのの工事に伴うものであったとのたとであり、このたび復元された楼閣は、国道からも見ることができます。

山背

れていた楼閣が復元されまし

その後、大和朝廷が全国を統一していく過程でいろいろあったようですが、学説も分かれているようですので、聖徳太子の時代(六世紀後半)まで時代を進めることとします。

河

のべ) 東に山辺の道が通っています。 のほぼ中央を通り、 南北方向で、下ツ道が大和盆地 的なものが上ツ道、 者の代表的なものが山辺 道路へと発展していきます。 まれた自然道路から、 ツ道、横大路、北横大路等です。 方向に人工的整備を施した直向 踏み分け道より自然発生的に生 次第に整備が進み、 上ツ道、中ツ道、 の道であり、 上ツ道と並行し、 下ツ道は、 東へ順に中 中ツ道、 後者の代表 けもの道 東西南北 さらに (やま 前

生駒山 高安城 竜田 · 穴虫峠 墨坂 藤原京 飛鳥 葛城山 川 河 ▲ 竜門岳 重坂峠 内 (金剛山 吉野川 吉野宮 紀 伊 金峰山 15km

泉津

古道図

は、 山麓を南北に通じる道で、現在 は生 でも奈良市から七支刀で有名な 開北 天理市の石上(いそのかみ)神 前 どを経て、三輪素麵のラベルの 前 どを経て、三輪素麵のラベルの 前 どを経て、三輪素麵のラベルの でも奈良市から七支刀で有名な はおみわ) 下 神社までハイキングコースと でする桜井市の大神(おおみわ) 下 神社までハイキングコースと なっており、現代人に潤いを与 えています。

鳩を終点としています。 東西に横切り大阪湾へと続いて 東西に横切り大阪湾へと続いて

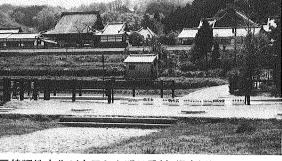
山辺の道は、

大和盆地の東の

解釈すると、 速のようなものだったと思われ これらの直向道路は現代風に 首都高速、

阪神高

あり、 した。 もに世界文化遺産に指定されま 建築であり、本年、姫路城とと により法隆寺が建立されていま ついては、六〇七年に聖徳太子 この時代の中心は飛鳥地方で 法隆寺は、 当時の外国との窓口、 また、 斑鳩です。 世界最古の木造 斑鳩に 現



電線類地中化が完了した明日香村 橘寺周辺

です。 鳩でありますので、現代風にい 代の成田空港や間もなく開港す スのターミナルが斑鳩だったの いますと、空港へのリムジンバ をさかのぼると到着するのが斑 大阪湾の港で、そこから大和川 る関西国際空港に該当するのは

十七条憲法の制定、遺隋使の派 その中心は、飛鳥で、それに対 蝦夷、入鹿の全盛の時代が続き 遣などを行っています。 して、斑鳩に聖徳太子がおられ 大化改新まで、蘇我氏三代馬子 五八七年物部氏を破ってから

さらに、二、三〇〇トンの巨岩 を形成していたと想像されます。 立ち並ぶ非常にモダンなゾーン ど当時としては巨大な建築物が 雪隠などの巨大な石造物があち し、今に残る亀石、猿石、鬼の 壁面に極彩色で描かれている最 こちにあり、 先端ファッションの人々が往来 一年に発見された高松塚古墳の 当時の飛鳥の風景は、一九 飛鳥寺、 橘寺、 七

> られ、 はずです。 りや飾りの石も表面に敷き詰め ている石舞台も、当時は、 を用いた蘇我馬子の墓と言われ 蘇我氏の力を示していた 土盛

です。 最も劇的な事件である大化改新 の藤原)鎌足とが語り合ったと 社があります。そこで、蹴鞠を 道を登っていくと多武峰(とう いわれているのが、古代史史上 しながら中大兄皇子と中臣 のみね)があり、そこに談山神 その石舞台を横に見ながら山

功しました。 蝦夷も自殺し、クーデターは成 兄皇子らが入鹿を殺害、父親の 年には、蘇我入鹿が聖徳太子の たぶきのみや)において、中大 月一二日飛鳥板蓋宮(あすかい ぼすなどしたため、六四五年六 子の山背兄皇子を斑鳩に改め滅 蘇我氏の力が増大し、六四三

を行いながら、六六七年大津へ 中大兄皇子は、 即位して天智天皇となり 諸制度の改革

と子の大友皇子との間で行われ、 乱が天智天皇の弟の大海人皇子 六七二年後継争いである壬申の ましたが、六七一年に亡くなり、 大海人皇子が勝利し、飛鳥浄御

原京を造営しました。 中ツ道、横大路に囲まれた地域 き継いだ持統天皇は、下ツ道、 律令国家の形成に努め、後を引 に日本初の本格的な都である藤 天武天皇は、天皇親政による 即位し、天武天皇となりました。

原(あすかきよみがはら)宮で

要となり、七一〇年平城京に遷 都されることとなり、奈良時代 へと移ってゆきます。 その後、より大規模な都が必

τ 日香村における歴史的風土の保 に落ちついた農村風景が広がっ ダンな風景から今では、日本人 が現れていますが、当時の超モ の心のふるさとと言われるよう 石舞台の土盛りが消失し、巨岩 の様子をみますと、飛鳥では、 おり、 舞台となったそれぞれの今日 それを守るため、「明

光の中心となっており、県でも 墳を盗掘から守るなど文化、観 の木造建築物として現代に伝わ の地中化事業を行っています。 神宮東口停車場飛鳥線の電線類 でも、 つどい」が開催されました。県 をお招きして「みどりの愛護の 本年四月には皇太子殿下ご夫妻 ながら、景観保存に努めており 制定され、 る特別措置法」 方で、寺に隣接する藤ノ木古 斑鳩では、 世界文化遺産に登録される 県道多武峰見瀬線、 地域住民の協力を得 法隆寺が世界最古 が昭和五五年に 橿原

法隆寺夢殿

することとしています。 やはり電線類地中化事業を推進 最後に、藤原京を含む橿原市

存及び生活環境の整備等に関す

発展が期待されています。 年祭を開催するなどますますの また、来年藤原京創都一三〇〇 は、地方拠点都市の中核となり

奈良時代ゾーン

がり、 置し、下ツ道が中央のメインス とした大都会でした。 東西約四・二㎞、 トリートである朱雀大路につな れ、奈良時代が始まります。 で計画された唐の長安をモデル 平城京は、大和盆地の北に位 七一〇年に平城京遷都が行わ 中ツ道が東の境界となる 南北四・七㎞

限りです れており、 り、碁盤の目状に街路が整備さ いる我々にとってうらやましい 朱雀大路の幅は七○m以上あ 道路行政に当たって

うがごとく (なら) の都は咲く花の 「青丹(あおに) 今盛りなり」とい よし 平城

インド、

ペルシャ、ギリシャそ

あるシルクロードを通じ、唐、

平城京は世界一の道で



東大寺大仏殿

でもありました。 かで、政争が繰り返された時代 でしたが、藤原氏が台頭するな われたように文化的には華やか

のために、全国の多くの富が都 録が最近発見されています。 の贅沢が行われていたという記 夏でもオンザロックを飲むなど 並び、また、貴族の大邸宅では 興福寺、元興寺、大安寺、 寺(これに法隆寺を加え南部七 大寺という)等の大伽藍が建ち 人口があり、東大寺、西大寺、 当時の平城京は、約二〇万の 薬師 そ

> 東大寺は、七重の塔が東西にあ 思われます。ちなみに、当時の とき以上の驚きであったことと 我々が初めて新宿副都心を見た 感じたか興味深いところですが、 異次元空間に迷い込んだように きと感動が入り交じったものか、 院の大伽藍であり、 目に映ったものは、朱色の柱と 近い環境で生活していた彼らの しょう。当時まだ竪穴式住居に 提供するため都に来たことで めなどに、多くの人々が労務を り、また、東大寺大仏建立のた 月もかけて物資を運ぶこともあ 力中心であり、時としては何カ 当時のことですので、輸送は人 く」こととなったと思われます。 に運ばれ、「全ての道は都に続 白壁瓦葺きの貴族の大邸宅、 大仏も金箔が施され、大仏 畏れと、驚 寺

きなものであったそうです。 殿も現在の大仏殿よりさらに大

ロードの東の終着駅といわるように、国際都市でもありました。
シルクロードを経由した多くの
シルクロードを経由した多くの
されている東大寺正倉院には、

らも来日し、唐招提寺を建てた のように唐で大臣になったよう のように唐で大臣になったよう な人物もいれば、何度も失敗を なり返し目が不自由になりなが



奈良公園

その後、幾たびかの戦火に遭

孝行を誓う場となっています。

ことはできません。 鑑真和尚のエピソードも忘れる

してローマとも結ばれ、

シルク

一部の華やかな生活がある一方で、中下級役人はどのようで方で、中下級役人はどのようであったかというと、勤務場所はあったかというと、勤務場所はす。収入の少ない役人ほど役所す。収入の少ない役人ほど役所がら遠くに住んでいるため、夜から遠くに住んでいるため、夜から遠くに住んでいるため、夜がら遠くに住んでいるため、夜がら遠くに住んでいるため、夜がら遠くに住んでいるため、夜がら遠くに住んでいるため、夜

近鉄電車で奈良に到着する手前の広大な空き地のようなス前の広大な空き地のようなストリスがその跡地で、現在の霞ペースがその跡地で、現在の霞の大関界隈にあたります。また、一般国道二四号のバイパス建設にあたっては、平城宮を避けるため、大きく迂回いたしましたが、このような平城京でしたが、このような平城京でしたが、このような平城京でしたが、このような平城京でしたが、中長岡京に遷都され、奈良時代が終了します。

りますが、文化面では、運慶、りますが、文化面では、運慶、りますが、文化面では、運慶、快慶などの鎌倉時代の仏師の活躍、室町時代の能や茶道の発祥躍、室町時代の能や茶道の発祥なが会として栄え、当時の風情を「ならまち」界隈に残しつつ、現在にいたっています。また、現在にいたっています。また、現在にいたっています。また、現在にいたっています。また、サートを行うなど伝統を守るとして、京、大阪と並がする。

掲げています。
現では、今日、鹿の遊ぶ広大な奈良公園を管理し、かつ、現代人の憩の場となるよう整備も進めています。また、公園内の道路には、鹿飛び出し注意の標識もには、鹿飛び出し注意の標識も

ち続けています。

かすため、側なら・シルクローがすため、側なら・シルクロード博』を開催し、約六六○万人の方々に入催し、約六六○万人の方々に入事していただき、その成果を活めていただき、その成果を活めていただき、その成果を

ます。 など現代の国際交流に努めていいミュラ遺跡の発掘に協力する

修験者秘境ルートその他

這いになって上半身を突き出さ 言われ、 で、断崖絶壁から命綱一本で腹 名なのが西の覗と呼ばれる行場 に多くの男性が修行(?)のた じており「男の山」として夏場 めに入山します。中でも一番有 す。この山は、女性の入山を禁 七一九m)の入り口にあたりま 山寺がある大峰山山上ケ岳 (一、 で、山上に役行者が開いた大峰 到着します。天河弁財天や映画 ここは、わが国修験者発祥の地 などで有名なこの村に、洞川 三〇九号経由で吉野郡天川村に で約二時間、一般国道一六九号、 (どろがわ)温泉があります。 藤原京のあった橿原市から車 「親孝行するか?」などと 関西の多くの男性が親

飲んで修行を終えることを常と げに買って洞川温泉で十二分に 酔い予防によく効く陀羅尼助 (だらにすけ)という薬をみや

下山にさいして男たちは、二日

眺望のすばらしい大蛇嵓(だい

原公園川上線(大台ケ原ドライ そこから主要地方道大台ケ 六九号をもう少し南まで下

ブウェイ) の終点まで行くと大 石ケ原、約八六〇mの断崖で めたという伝説の牛石のある牛 上人が大台ケ原の妖怪を閉じこ 岳(一、六九五m)、昔、 す。大台ケ原で最も高い日出 六、〇〇〇㎜に及ぶ所もありま 日本最多雨地域であり年雨量が 台ケ原に到着します。 丹誠

次に、川に張ったロープに吊り

じゃぐら)、トウヒ、 怖症の人にはお勧めしかねます。 含め抜群の眺望ですが、高所恐 恵まれた観光資源を有していま を行くと、秘境といわれる十津 たもっています。 まさに秘境にふさわしい景観を トの野草に満ちた西大台など、 生林やバイケイソウ、トリカブ の歩行者専用の吊橋で足の下も にあり、県土の約二〇%を占め、 川村があります。奈良県の南端 五條市から一般国道一六八号 長さ二九七m、 まず有名なのが谷瀬の吊橋 高さ五四m ブナの原



十津川村 谷瀬の吊橋 県では、

皇の親王である大塔宮護良親王 中で十津川の人々は、 ができます。このような自然の がる瀞八丁の渓谷美を見ること り、三重、和歌山と三県にまた なっている老巨杉が林立してお 神社には、 所かがわかります。また、玉置 津川がいかに山深く、谷深い場 がうまれたということから、十 もよく知られています。これら 付けられたといわれる「野猿」 猿の様子に似ていることから名 綱をたぐる人力ロープウェイで、 太平記に描かれており、幕末、 を助けて活躍する十津川郷土が 建武の中興で活躍した後醍醐天 台でもしばしば活躍しています。 誅組の中心も十津川郷土でした。 県の天然記念物に 歴史の舞

大峰山 西の覗き

それぞれの拠点となる所に『道 道路の改良を進めているほ 「吉野路上北山」、「吉野路黒 '駅』と総合案内所を兼ねた

が、そのほかにも、古街道のい 上」を整備しています。 滝」、「吉野路大塔」、「杉の湯川 以上が修験者秘境ルートです

道の駅 吉野路黒滝

残っています。 したという伝説のある首切り地 道で、荒木又右衛門が試し斬り 生新陰流を生み出した石舟斎を いろいろの思いを胸に往来した はじめ、その子宗矩、孫の十兵 有名な柳生一族の本拠地で、柳 んでいます。柳生は、時代劇で お暗い樹林の中に石仏がたたず 時代から鎌倉時代にかけて南都 柳生に通じる柳生街道は、平安 くつかを紹介します。 七大寺の僧の修行の場で、昼な まず、奈良市の東、剣豪の里・ 荒木又右衛門などの剣豪が 柳生家の家老屋敷などが

落語「東の旅」の「煮売り屋」 あります。このあたりは、上方 女人高野として有名な室生寺が 男の山である大峰山とは逆に、 三重県との県境の室生村には、 庶民が伊勢参りに利用した道で の道は、江戸時代に大坂などの あたる伊勢街道があります。こ 「七度狐」の舞台になったとも 次に、現在の国道一六五号に

> 転が終了してからお試しくださ は是非ともご購入いただき、運 で、新しい道の駅をご利用の際 的にも高い評価を得ていますの 上げますと、奈良の地酒は全国 しております。念のために申し 場として、新しい道の駅を計画 県でも、室生村に旅人の憩いの などが、おもしろおかしく語ら の動脈として機能しています。 狐に騙されて麦畑を裸で渡る話 出る頃には覚める「にわさめ」 頃には覚める「むらさめ」庭を れますが、現実は、物流、観光 め」などの酒臭い水)の話や、 飲んだ直ぐから覚める「じきさ いわれ、「むらさめ」「にわさめ」 「じきさめ」の迷酒(村を出る

奈良県の基盤づくり 二一世紀に羽ばたく

なら・半日交通圏道路網構想―

盤づくりを目指した新しい道路 二一世紀に羽ばたく奈良県の基 奈良県の道の未来の姿として、

しています。半日交通圏道路網構想」を策定整備の長期構想として「なら・

の中心地間を二時間以内で結び

第一段階として、県内市町村

半日交通圏を概ね達成するため、中・計画中の規格の高い道路の中・計画中の規格の高い道路の中・計画中の規格の高い道路の中の東海南海連絡道の実現化を目指し、また、これらのアクセス道路や、地域の交通軸を成す幹線道路を中心として改良・整幹線道路を中心として改良・整幹線道路を中心として改良・整幹線道路を中心として改良・整

第二段階として、県内のいず第二段階として、県内のいず 第二段階として、県内のいず 間以内で結ぶため、紀伊半島縦 間以内で結ぶため、紀伊半島縦 間以内で結ぶため、紀伊半島縦 します。(目標二〇二〇~二〇 します。(目標二〇二〇~二〇

五時間(約半日)で県内におい会議等一時間、復路二時間合計会議等一時間、復路二時間の計

整備です。

内容は、道路沿道環

自然や生活環境を守り育む道路

くりなどです。最後に、良好な

þ

快適な暮らしを支える道づ

境の改善に資する道づくり、

日交通圏の意味です。日交通圏の意味です。

齢者、 しの安全の確保に資する道づく て快適に道路を使えるなど暮ら 活環境を創造する道づくり、高 路整備です。 豊かな暮らしを支えるための道 b, 歴史と文化の香りにつつまれた め 域の振興と活性化を促す道づく <u>の</u> の道づくり、過疎地域などの地 プロジェクト等を支援するため 化学術研究都市などの地域開発 るネットワークづくり、 は、 りのための道路整備です。 第一に、 の道づくりなどです。 整備の基本的な方向は、 観光ネットワーク形成のた 翼を担うような交流を広げ 近畿圏の交流ネットワーク 障害者、児童等が安心し 活力に満ちた地域づく 内容は、便利な生 次に、 関西文 内容 まず

> りです。 る奈良らしさを活かした道づく 豊かな道路空間を保全・形成す

おわりに

忙しさも感じます。 なる文明の有り難さとともに アジア諸国とも日帰りが可能と とネットワークすることにより ことにより、 県内いずれの場所からも半日で 思うとき、二一世紀前半には こともなかったであろうことを 往来できる交通網が整備される くの人が、一生奈良の外へ出る とげてきました。かつては、 た、人々の生活を支えて発展を ろいろな歴史の証人となり、 千数百年の間、 関西国際空港など 奈良の道は

ワインロード

市道鷹ノ巣線

広島県土木部道路維持課市町村道係



はじめに

活の実現のための施策としてあいられており、住宅・工業団地へのアクセス道路、公園関連道を支援し、地域振興に資する道路整備は、これからの道路づくめの重要な一つとなるものである。

豊かな21世紀広島の創造」を軸に県土の保全を図りながらゆとりとうるおいのある生活空間の創造地域社会の発展をうながす、交通体系、産業基盤の整備など21世紀を見据えた諸施策を進めており、さまざまにデザインされている各市町村の活性化をめざす開発事業を地域にしっかりざす開発事業を地域にしっかり

路網を重点的に整備している。

に交差し、ご言線があり、

陰陽の連絡網を構成

ともに市内でX状

に一般国道五路線

鉄道はJR

ンロ 学び・鍛え・憩う場として整備 ていただきます。 院等の施設整備のメインアク 次ワイナリー、公立三次中央病 する、みよし運動公園、 している総合文化ゾーンを支援 ICから東の丘陵地に、 満ち中国 ス道路市道鷹ノ巣線、 今回しなやかな感性と活力に 三次市が中国自動車道三次 ード事業について紹介させ 山地の中心都市をめざ 通称ワイ 広島三 人々が

の道路整備の推進」が豊かな生

「活力ある地域づくりのため次道路整備五箇年計画におい

-成五年度を初年度とする第

地理・自然

現在広島県では「活力と個性

三次市は中国自動車道を中心○㎞、西は下関へ約二○㎞の位置にあり、南北は山陽側の広島、福山、山陰側の米子、松江、島、福山、山陰側の米子、松江、島、福山、山陰側の米子、松江、はぼ等距離の位置にある。

地勢は標高二○○m~五○○
二五○㎞の七五%を占めており
二五○㎞の七五%を占めており
一河川は江の川が市内で合流し
中国地方最大の河川となって中
国山地を貫流し日本海へと注い
でいる。

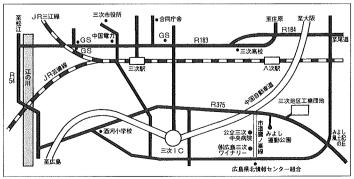


図1 位置図

中国領新自動車道(尿道松江線)

ウェルネス 住宅団地

大規模イングス トリアルパーク

ソフトウェ 破祭団地

人々が学び・鍛え・憩う場とし haを総合文化ゾーンに設定し のほぼ南部丘陵地約一、 で約一七㎞の中国自動車道沿. ら庄原インターチェンジ周辺ま として、備北圏域の中心地であ 地における田園文化のシンボル る三次インターチェンジ周辺か 備北定住圏計画では、 000 中国 Ш

自然探索の森

います。 ての整備を促進することとして

化・スポーツ・レクリエー 自動車道、 ンなどの施設が配置され、 土記の丘をはじめ、 を基幹道路と自然歩道などで他 このゾーンは市内の施設とし 県立みよし公園、 国県道幹線市道など 教育・ みよし風 中国 ٧ 文 3

三次21世紀ビジョン とする構想である。 機的かつ効率的な活用を図ろう 地域の施設とネットワークし有

新都市機能 開発拠点

国際・文化交流統裁

双三中央病院

図 2

総合文化ゾーンの概要

ワインロードの整備

市道鷹ノ巣線の概要

公共三次中央病院、 置づけられ、みよし運動公園 ち新都市機能開発拠点として位 ンターチェンジ周辺は活力のま イナリー等の施設が整備されて 総合文化ゾーンの中で三次イ 広島三次ワ

西酒屋寺町線を南北に結ぶ各施 る人々に親しまれ周辺の景観と ンターロッキング舗装とし訪れ 設のメインアクセス道である。 広い歩道はワインカラーのイ 当路線は国道三七五号と市道



ワインロード開通式

消行み 94 8

道路照明(耐候性鋼管ボール) H=8~10m 16.00 4.50 7.00 4.50 3.20 0.50 1.30 3.00 3.20 8.30 8.00 高木(ケヤキ) H=3.5m 低木(ヒラドツツジ) H=0.4m 2.00% 1.50% 1.509 表層(密粒度アスコン) t = 5㎝ 上層(粒度調整砕石) t =20cm ブロック t = 6cm 砂 t = 3cm 粒度調整砕石t = 10cm ド層(クラッシャーラン) t =25cs

図 3 標準横断図

備されたものである。

公園の概要

芝生広場 (五、〇〇〇㎡)

健康都市の実現を図るために整

ングラスをデザインした照明を め植樹帯を設け、ブドウとワイ 全 工事延長 幅 員

配置した。

調和した魅力ある道路とするた

事業概要

九〇〇

事業期間 步道幅員 一 六 m 五. m

平成三年度~平成

地域振興施策

百万円) (内調整費一四〇

> 開 公園面積 園 平成五年度 二·二ha完成 約二〇・二ha

六一五百万円

六年度

平成六年度:第一二回アジア 競技大会サッカ

ー 会 場

平成八年度:第五一回国民体 育大会サッカー 会場 (予定)

陸上競技場 二、一三八人収客

置し三次市に期待される多元的 な役割のなかから文化スポー

する緩やかな丘陵地の一画に位 街地から南方約二・五㎞に位置

みよし運動公園は三次市の市

〈みよし運動公園〉

各施設の概要

運動広場 中央広場 プロムナード

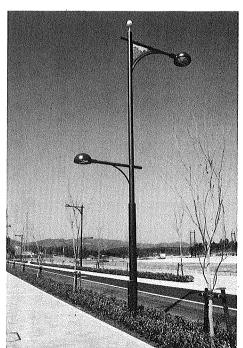
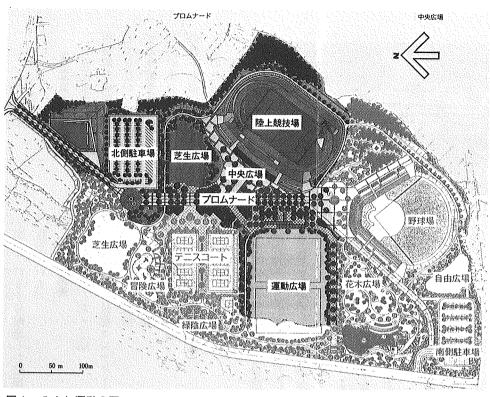


写真2 ブドウとワイングラスをデザイン した照明



みよし運動公園 図 4



事業年度

平成四年度~

成

六年度

写真3 広島みよしワイナリー

工事内容

でのワインづくりの全工程を見 学できるだけではなく、 が進められた。 仕込みからビン詰めに至るま 広島牛

のブドウ団地の育成も含め計

ンリーが設立され、ワイン専用

平成三年株式会社広島三次ワイ

場なども設けられ家族で楽しめ る観光施設としても大いに期待 交流館、 0 バーベキューハウスや、 農村体験館、芝生の広 文化

広島三次ワイナリー概要

㈱広島三次ワイナ

〈広島三次ワイナリー〉

駐

車場

普通車二二一台 大型車一七台

だろうか」と協議会が結成され して地場のワインをつくれない 中からピオーネの名産地を生か 「広島の数あるブドウ産地の

写真4 農村体験館

ス バーベキューハウ 施設(ワイン工場) 農畜産物処理加工

> 68 道行セ 94.8

の低下を招いている。 対応が充分行えず医療サービス であり近年の外来患者増加への 中核的な病院として使命を果た してきたが、現状の施設は狭隘 このため病院の機能規模の拡 病院の立地環境や通院患者

公立三次中央病院は、 〈公立三次中央病院〉 (オランダ特 県北の ベ 行っている。 病院付属施設 施設の概要 敷地面積 ベッド数 三五〇床 診療科数 医師住宅 病 棟 四階 六・三 ha 一八科 五階 鉄筋コンクリー

ŀ

推進してまいりたい。



個々の施策の成否が関連する道 路の整備いかんに左右される まざな施策を展開しているが ケースが極めて多い。 会を実現することを目ざしてさ 性を生かしながら豊かな地域社 社会的条件の中でそれぞれの特 三次市における市道鷹ノ巣線 市町村はそのおかれた自然的

377. Ti

公立三次中央病院

の整備は、三次21世紀ビジョン

写真5

広島三次ワイナリー、公立三次 置づけられた、みよし運動公園 の核となる総合文化ゾーンに位

(医師住宅看護婦

の特性 宿舎)にも十分配慮した整備を (自家用車利用の増加

中央病院などの各施設に合わせ

カリヨンタワー

て計画的に行ったものである。 りに不可欠な市町村道の整備を ることを目的として、まちづく 計画的な取り組みを一層支援す 県は今後も、市町村の主体的

●問。問。問。問。問。問……

	世界の動き			. **	道路行政の動き
月日	事項	月日	事項	月日	事項
6 23	○経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(D	6 23	○厚生省が発表した人口動態統計によると、女性が一生	7 11	○湯浅・御防道路 吉備~広川六・四㎞
	AC)が一九九三年の途上国援助(ODA)の実情を発		のうちに産む子供の数の平均を試算した合計特殊出生率	7 • 28	○北陸自動車道(新潟亀田~新潟西)六・七㎞、
	表。加盟二一ヵ国全体の実績は、五四七億九、〇〇〇万		が、昨年初めて一・五○を割って一・四六と低下した。		動車道(安田〜新潟中央)二三・八㎞(合同)
	ドルで、前年比一一・三%減。日本は一一二億五、九〇		人口を維持していくには合計特殊出生率二・○八人が必┃		
	○万ドルで、前年比○・九七%の徴増。		要とされている。		
7 8	○日本人女性初の宇宙飛行士、向井千秋さん(四二)が	6 25	○羽田孜首相は臨時閣議で総辞職を正式に決定。連立与		
	乗ったスペースシャトルのコロンビアが、米フロリダ州		党と社会党との政策協議が決裂、内閣不信任決議案が可		
	のケネディ宇宙センターで打ち上げに成功。飛行予定は		決される見通しとなったことから、可決を待たずに総辞		
	一四日間で地球を二二〇周、八二にのぼる実験をする。		職に踏み切った。		
	二二日にケネディ宇宙センターに戻る予定だったが、気	27	○長野県松本市北深志一丁目の住宅街で、住民が頭痛や		
	象条件が悪く、一日遅れた。		息苦しさなど有毒ガスを吸ったとみられる症状を訴え、		
	○村山富市首相とクリントン米大統領の日米首脳会談が、		七人が死亡、五二人が病院に運ばれた。		
	主要国首脳会議(ナポリ・サミット)を前にイタリア・	29	○国会は衆参両院で本会議を開き、首相指名投票を行っ│		
	ナポリ市内の大統領宿舎で行われた。村山首相は会談後		た結果、自民、社会、新党さきがけが支持した社会党の		
	の共同記者会見で外交政策の継続、日米安保体制の堅持		村山富市委員長が、第八一代、五二人目の首相に指名さ		
	を表明、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核開発問		れた。		
	題の話し合い解決のためにも「日米韓」の連携が重要で	30	○村山新連立内閣が発足。自民党の河野洋平総裁が副総		
	あるとの認識で意見が一致したことを明らかにした。		理・外相、さきがけの武村正義代表が蔵相、官房長官は		
	○朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の金日成主席が死		社会党の五十嵐広三・元建設相。		
	去。八二歳。	7 6	○一九九四年産米の政府買い入れ価格(生産者米価)を		お詫びと訂正
9	○主要国首脳会議(ナポリ・サミット)が経済宣言を採		めぐる政府と連立与党との政治折衝で最終調整。その結	:	
	択。先進国の協調体勢を確認、ウクライナに対し、四〇一		果、米価本体は九三年産米と同額の六〇キロ当たり一万	本	本誌七月号三〇頁 北海道南西沖地震を振り返
	億ドル以上の資金供与の用意を表明。		六、三九二円で三年連続の据え置きとし、関連対策費と	って」	て」のタイトル欄で、筆者(佐藤勝輔氏)の肩書
10	○主要国首脳会議がロシアのエリツィン大統領を加えた		して九三年より一一七億円増の合計二八五億円の助成金	きにロ	きに以下のような誤りがありました。
	政治討議で議長声明を採択。核開発の完全な透明性の確		を出すことで決着した。	謹ん	謹んでお詫びし、訂正いたします。
	保と疑惑の払拭(ふっしょく)などを要望。			正誤北建	北海道開発局建設部道路維持課課長補佐建設省北海道開発局建設部道路維持課課長補佐



象認 **(**→**)**

象潟や

雨に西施が

ねぶの花

思うことは同じとみえて、 な雨が降り続く梅雨、 のこの句に負うところが大きい。 (田県象潟の名を高からしめたのは、 なぜかこの句が浮かぶ。 七月四日のA新聞 絹糸のよう

もこの句が出ていた。

芭蕉も梅雨の頃象潟

と高橋景保は、

沿岸警備のため西暦

一八〇〇

話しは飛ぶが。

幕末の測量製図家伊能忠敬

ま う。

を責しと、 の句と並べて 松島とこの象潟を見ることにあった。 「江山水陸の風光数を尽して、 している。 ている。 語調をととのえて象潟の章を書き そしてしめく、 沙越や 「おくのほそ道」 鶴はぎぬれて りとして、 今象潟に方寸 の目的が、 この為 冒頭 海涼

で結んでいる。

雲の風 の足跡をこの目で確かめたいとの想いが、 はこ、に三年も住み、 の旅心を刺戟して来た。 もまたこの地を訪ね秀歌を残している。 象潟の美しさは、古くから都に伝えられ人々 当時の象潟は今日と違い となって芭蕉の心をかき立てたようで 鎌倉期の放浪歌人西行 藤原時代の能因法師 縦横 一里ば 先人 片

か

Ď

Ø,

入江の中に九十九島八十八潟が点

象潟の象は動物の象のことである。

漢字の

四年) り隆起し陸化してしまう。 在 十九の松の小島は残ったが、 して から約一〇〇年後。 体の風光そのものであったろう。 刻々変化する潟の象は文字どおり江山水 いた。その島々を舟に棹さして周遊すれ 六月の大地震によって、 背後に聳む える島海 文化元年 山 水を失った潟に九 が水面に影を落と 荒地となってし 象潟は二米余 (西暦一八〇 だが芭

した。 年から二〇年かけて、 図」を作った。 村々の名を正確に記入した「大日本沿海実測 消滅する。 に今の青森県から新潟県の沿岸を測量し図化 その翌々年象潟の入江は地震によって 従ってこの地図は往時の象潟の形 伊能測量隊は西暦一八〇二年 全国の海岸線や沿岸の

たのか、 村となっている。 を記録した最後の資料となる。 ではなさそうである。 た村名がある。 よく見ると松島には松島村と土地の名を冠し 由である。 私は都の人々だと思う。 が象潟にはそれが無く、 どうやら象潟は地付きの名 それではだれが名付け この伊能図を 以下はその 沙战 夢

?

が無い。

の話をきいた都人が、 沢山の島を抱いたとても美しい潟がある。 の二つの文字を組合わせると、 希れなこと、辞書にある。 象は象とも読むが、 が想像や現象の熟語になる象の語源である。 形をしたものかあれこれと想い画いた。 と旅人から教えられた人々は、 黄河流域はシルクロ 遥か南方に鼻の長い巨大な生きものが 起源は黄河流域だが て乾浸を繰返す入江のことである。 ″きさ″と読ませるのは ードの起終点でもある。 潟は汐の干満によっ い象はいない 遠い北の国 それがどんな 象と潟こ

想い 有 名にたがわぬ風光をた、えた。 ਨੁੱ れるのである。 及れる潟 力だが、 のよい言葉に憧れた人々が、 画く。 西行であり芭蕉達だったのである。 きさは 蚶ま から転じて象潟となったとする説 これが象潟の地名になったと思 この美し 以後、 (アカガイのこと) その様子をあれこれ ″きさかた″ という響 b 土 地の名にしては その代表が この地を訪 の沢

9月号の特集テーマは「平成7年度道路関係重点施策」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」 監 修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

〒102 東京都千代田区一番町10番 6 一番町野田ビル 5 階 TEL 03(3234)4310・4349 定価700円(本体価格679円) FAX 03 (3234) 4471

〈年間送料共8,400円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター